

## 令和4年度第1回長崎県政策評価委員会

### 1. 日時

令和4年9月12日（月） 13時50分 ～ 17時30分

### 2. 場所

長崎県庁3階 311会議室（対面及びリモート開催）

### 3. 出席委員

赤石委員長、内田副委員長、能本委員、中込委員、斎藤委員

### 4. 議題

個別事業群の審議

### 5. 議事録

## 内容

基本戦略・施策の概要（雇用労働政策課）	3
審議事業群Ⅰ（雇用労働政策課）_事業群説明	4
審議事業群Ⅰ（雇用労働政策課）_各事業説明	5
1 新時代の若手人材定着・育成促進事業	5
2 職場の働きやすさステップ・アップ実践支援事業費	6
3 労働相談情報センター費	8
4 労働者福祉対策費	8
5 労使関係安定指導費	9
質疑応答（審議事業Ⅰ（雇用労働政策課））	9
基本戦略・施策の概要（地域づくり推進課・交通政策課・観光振興課・高校教育課）	16
審議事業群Ⅱ（地域づくり推進課）_事業群説明	16
審議事業群Ⅱ（地域づくり推進課）_各事業説明	18
1 国境離島創業・事業拡大等支援事業	18
2 しまの雇用人材確保促進事業	19
3 国境離島輸送コスト支援事業	20
4 しまの産品振興による地域活性化プロジェクト推進事業	20
5 しま振興推進費	21
6 国境離島航路・航空路運賃軽減事業	22
質疑応答（審議事業Ⅱ（地域づくり推進課））	22
審議事業群Ⅱ（観光振興課）_各事業説明	27
7 しま旅滞在促進事業費	28
8 しま旅グレードアップ事業費	29
質疑応答（審議事業Ⅱ（観光振興課））	29
審議事業群Ⅱ（高校教育課）_各事業説明	34
9 高校生の離島留学推進事業	34
質疑応答（審議事業Ⅱ（高校教育課））	35
質疑応答（審議事業Ⅱ（事業群全体））	38
審議事業群Ⅲ（スポーツ振興課）_事業群説明	39
審議事業群Ⅲ（スポーツ振興課）_各事業説明	42
1 プロスポーツクラブを活用した地域活性化推進事業	42
2 プロスポーツでふるさと元気アップ事業	43
3 スポーツによる賑わいづくり推進事業	44
4 アウトドアスポーツ推進事業	45
5 サイクルツーリズム推進事業	46
6 海外チームキャンプ誘致推進事業	46
質疑応答（審議事業Ⅲ（スポーツ振興課））	47
審議事業群Ⅲ（障害福祉課）_各事業説明	55
7 障害者スポーツ振興費	55
質疑応答（審議事業Ⅲ（障害福祉課））	56

(赤石委員長)

審議方法に従いまして、個別事業群の審議に入ります。

審議した結果につきましては、基本的にはこれを尊重し最終的な意見の取りまとめを行っていきたくと考えておりますので、よろしく申し上げます。

## 基本戦略・施策の概要（雇用労働政策課）

(事務局)

引き続き、基本戦略及び施策の説明をいたします。

右上に「審議対象部分抜粋」と表示した2色刷りの「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」の1～2ページをご覧ください。

1ページ左に記載しております「基本理念」を実現するための3つの柱のもと、10の基本戦略に沿って、2ページにありますとおり、47の施策に取り組むこととしております。

これからご審議いただく「基本戦略1-1 若者の県内定着、地域で活躍する人材の育成を図る」を推進するために、2ページに掲げている8つの施策に取り組むこととしており、今回はその中から、「施策(1) 将来を担う若者の就業支援と魅力的な職場づくりの促進」を進めるために4つの事業群を設定しておりますが、そのうちの1つの事業群についてご審議いただきます。

3ページをご覧ください。基本戦略1-1の具体的な将来像の内容として、

- ・将来を担う若者の就業支援と魅力的な職場づくりの促進
- ・大学と連携した地域が求める人材の育成と地元定着の推進

など、8項目掲げており、その背景については4ページ「①現状と時代の潮流」に記載されておりますが、

- ・若年層の県外流出
- ・農林漁業や建設業、医療・介護・福祉サービスなど様々な分野での人材不足
- ・外国人材の受入れ拡大 等がございます。

次に審議対象事業群が含まれる施策についてですが、5ページをご覧ください。

該当施策の「将来を担う若者の就業支援と魅力的な職場づくりの促進」につきましては、「めざす姿」に記載しているとおり、

- ・県内企業において、働きやすい職場づくりが進み、若者が県内で就職・定着し、活躍している
- ・県内建設業の魅力が認知され、地域の守り手となる県内建設業の就労者が確保されている

という姿を目指し、成果指標としましては、令和7年度までに

- ・「県内高校生の県内就職率」を68.0%、
- ・「県内大学生の県内就職率」を50.0% とする目標を掲げております。

その実現に向けて、その下にある①、②・・・で示している4つの事業群のうち、今回は、6ページの一番上、③雇用環境の向上についてご審議をお願いいたします。

以上で、事務局からの説明を終わります。

では雇用環境の向上につきまして、事業群を所管する雇用労働政策課から、事業群の概要説明をさせていただきます。

## 審議事業群 I（雇用労働政策課）\_事業群説明

### 基本戦略 1-1 若者の県内定着、地域で活躍する人材の育成を図る

#### 施策（1） 将来を担う若者の就業支援と魅力的な職場づくりの促進

#### 事業群 ③ 雇用環境の向上

（雇用労働政策課）

基本戦略及び施策について、事務局から説明がありましたので、私からは、総合計画の資料 6 ページの上にあります「③雇用環境の向上」、この事業群について位置づけと概要等についてご説明したいと思います。

構成事業補足説明資料がお手元にあるかと思いますけども、その 3 ページをご覧くださいと思います。

タイトル及びその下に、基本戦略、施策、事業群と目標を記載しております。県では、この事業を通じて、県内企業における働きやすい良質な雇用環境を実現することを目指しておりまして、そのために取り組む県内企業が増加することを目標として掲げております。

全国的に、人口減少、労働力の人口減少を背景として人材不足が懸念されており、また、若者の価値観が変化していく中で、働き方改革を進めることが喫緊の課題であると考えております。

働きやすさの改善により、人材の採用、定着に結び付けることが可能となり、企業の生産性向上につなげ処遇改善を進めることで、「成長と分配の好循環」を実現できるものと考えております。

続きまして、事業群評価調書の 1 ページをご覧ください。

本事業群の概要等についてご説明いたします。まず、この事業の目的でございますが、「1. 計画等概要」に記載のとおり、県内企業における働きやすい良質な雇用環境の実現に向けて、ワーク・ライフ・バランスなど職場環境の改善を推進するため、採用力向上、情報発信、処遇改善、担い手確保の取組の推進及び優良企業認証制度のさらなる拡大等に取り組むこととしております。

取組項目は i から iv に記載のとおりであり、

- i 県内企業の採用力向上の支援と情報発信の取組
- ii 誰もが働きやすい職場づくり実践企業認証制度、「Nぴか」の取得促進
- iii 労務管理に関する研修など雇用環境改善の取組への支援
- iv テレワークなど感染症拡大防止に対応する労働環境の推進

としております。

事業群の指標は、「ワーク・ライフ・バランスや処遇改善に取り組んでいる企業の割合」としており、平成 30 年度の実績 75.3%を令和 7 年度に 87.5%まで向上させることを目標としております。

令和3年度の実績は80.5%であり、目標値81.5%を下回っているため、進捗状況は「やや遅れ」と評価をしております。なお、この実績については、後ほど少しご説明いたしますが、当課で「労働条件等実態調査」という調査を行っておりまして、県内1,300の事業所に対して調査票を送り、回収は例年800件ほどですが、回答結果を取りまとめております。その調査におきまして、「ワーク・ライフ・バランスや処遇改善への取組の有無」という項目を設けており、回答結果を実績としております。

次に、進捗状況の分析ですが、コロナ禍において、雇用維持、仕事の確保、あるいは材料入手の困難さを踏まえた材料の確保、人手の確保といったことが、直近の足元の関心事となっておりまして、処遇改善に取り組む余裕が少なかった、あるいは後回しにされたという状況があったのではないかと考えております。一方で、働き方改革が必要で、人材の確保や定着のためにも重要だという認識は広がっておりますので、引き続き、働き方改革の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上で事業部についての位置付け及び概要のご説明を終わります。

## 審議事業群Ⅰ（雇用労働政策課）\_各事業説明

（事務局）

引き続きまして、事業区分を構成する事務事業について説明をさせていただきます。それぞれの事業についてご説明した後、縮減しくみをお受けしたいと存じます。

それでは、新時代の若手人材定着、育成促進事業から、労使関係安定指導費まで、五つの事務事業について、雇用労働政策課から説明をさせていただきます。

### 1 新時代の若手人材定着・育成促進事業

（雇用労働政策課）

「新時代の若手人材定着・育成促進事業」について概要説明いたします。

補足説明資料5ページを併せてご参照ください。

まず、事業群の取組との関連でございますが、本事業は、事業群の取組項目の「i キャリアパス導入や処遇改善の働きかけなど、県内企業の採用力向上の支援及び情報の発信」に寄与するために実施する事業となっております。

なお、本事業群の取組項目のなかで中核事業として、位置づけております。

本事業の令和3年度の実施状況につきまして、補足説明資料5ページで説明いたします。

（1）事業の目的でございますが、労働局が毎年公表している新規学卒者の就職後3年以内離職率について、本県は全国平均より高い値で推移しているため、早期離職を防止し、県内定着を促進するために、若手社員と企業経営者・人事担当者の双方に対して支援を実施しております。

取組みの内容としましては（2）令和3年度の実施状況及びその成果をご覧ください。

大きくは、アドバイザー事業とセミナー事業の2つの事業でございます。まず、（ア）定着支援アドバイザーの派遣につきましては、キャリアコンサルタント等の資格を持った専門のアドバイザーを県が任命し、派遣を希望する企業は、年間20時間を上限にアドバイザーから人材の定着や育成に関する助言を受

けることができる仕組みとしています。アドバイザーは人材担当者等との面談を通じて、その企業の課題を洗い出し、必要な支援が何かを企業とともに検討しながら、例えばメンター制度などの育成制度導入が適当であれば、制度導入を支援していく、といった活動を行っています。令和3年度は応募があった9社に派遣しており、事業を通じてメンター制度の導入を開始した企業やカウンセリングにより若手職員の悩みが軽減されたといった意見をいただいています。

なお、令和4年度は、令和3年度からの継続企業と新規企業を合わせて21社を支援しているところです。

続いて(イ)オンラインセミナーの開催ですが、対象を「新入社員向け」、「入社2～3年目の若手社員向け」、「経営者や人事担当者向け」の3つに分けて実施しております。特に「新入社員向け」と「若手社員向け」セミナーについては、講義を受講するだけでなく、他社の参加者とグループワークを通じてコミュニケーションを図り、仲間づくりにつながるような取組みも行っているところです。

また、企業内での人材育成を進めていくためには経営層の意識改革が大変重要でありますので、「経営者向け」セミナーにより、人材育成の重要性の認識を高め、先ほど触れましたメンター制度やキャリアパスの導入方法についてのご案内などを行っております。

これらの取組みによる数値目標としましては、補足説明資料5ページの右上に記載しておりますとおり、成果指標に「事業参加企業の離職率の改善」を、活動指標に「セミナー実施回数」を定め、令和3年度はそれぞれの目標を達成しております。

なお、令和4年度は、セミナー事業について、参加事業者の拡大を図るため、参加企業への募集を早め、できる限り参加しやすいスケジュールを設定するなどの改善を行ったところです。

また、来年度に向けて今年度の事業結果を踏まえて、さらに参加企業の増など改善を検討して参りたいと考えております。

以上で説明を終わります。

## **2 職場の働きやすさステップ・アップ実践支援事業費**

次に、「職場の働きやすさステップ・アップ実践支援事業費」についてご説明します。

はじめに、事業群評価調書1ページをご覧ください。

事業群の取組との関連ですが、本事業は、事業群の取組項目の「ii、iii、iv」に寄与する事業となっております。先ほどの「新時代の若手人材定着促進事業」とともに、事業群の中核となる事業であります。

補足説明資料7ページをご覧ください。(1)事業の目的ですが、先ほど事業群のポンチ絵をご覧いただきましたが、働きやすさの改善、生産性の向上と成果の分配、賃金の上昇による需要拡大、という「成長と分配」の好循環を実現することが重要であると考えております。本事業では、県内企業の職場環境改善が進むよう、「誰もが働きやすい職場づくり実践企業認証制度」、Nぴかを設け、セミナーや研修会等と併せて、働き方改革に取り組む企業の拡大を目指すこととしております。

ここで、「Nぴか」の認証制度についてご説明します。補足説明資料の8ページのチラシをご覧ください。正式名称は「長崎県誰もが働きやすい職場づくり実践企業認証制度」です。「仕事と育児・家庭の両立」「働き方改革」「女性の活躍推進・男女共同参画」の3分野に関する50項目の審査項目を設け、得点50%以上、該当或いは実績があるというときに得点としておりますが50%以上の場合に、得点に応じて星1つから5つまでの5段階の認証が取得できることとしております。

「Nぴか企業」として認証されると、専用のロゴマークを使い、働きやすい職場であることを求職者にPRできるほか、県の就職応援サイト「Nなび」で優良企業として掲載できるなどの特典があります。

なお、認定にあたっては、当課の職員が各企業を訪問し、審査項目に関する書類の確認や社員への聴き取り調査等を行っております。

資料7ページをお願いします。(2) 令和3年度の事業実施状況とその成果についてですが、働き方改革を促進するため、各種研修会等を行っております。

まず、「経営者向けセミナー」は、働き方改革について経営者の意識改革を促進する目的で令和3年度は4回開催し、156名が参加しました。

「魅力ある職場づくり研修会」は、企業の労務管理担当者に、就業規則の作成方法や、出勤簿・給与台帳等の整備など、実務につながる研修を、長崎と佐世保の会場で各1回行い、合わせて88名の参加がありました。

「職場環境づくりアドバイザー派遣」は、就業規則の改正などで支援が必要な企業に対して社会保険労務士を派遣する制度です。令和3年度は4社へ派遣し、うち2社はその後Nぴかの認証を受けております。

「働き方改革モデル事例報告会」は、働き方改革のモデル事例となる企業を創出するため、業界団体の意見を踏まえて、建設、製造、卸売、運輸、宿泊の5つの業種から各1社を選定し、コンサルタントによる働き方改革への支援を行いました。

支援におきまして、コンサルタントは、業務の見える化、属人化の解消、資料の共有化、チームのコミュニケーション向上など、各企業が自分たちの抱える課題を認識し、社員自ら、従業員自らが解決策を考えるようにサポートを行いました。

この取組内容について、各業界内で横展開が図られるよう、12月に中間報告会を、3月に最終報告会を開催し、合わせて136名が参加しました。これらの各種セミナー・研修会・報告会等に参加した企業は365社となり、働きやすい職場づくりに積極的に取り組む県内企業が増加し、Nぴか認証企業は104社となっております。

(3) 令和4年度の事業実施状況ですが、本年度においても、働き方改革のモデルとなる新たな企業を選定し、働き方改革の支援を行うよう、現在準備を進めております。また、各業種の企業の働き方改革を促進するため、令和3年度のモデル企業5社の取組事例を手順書として取りまとめ、県内企業へ広く周知したいと考えております。

(4) 令和5年度に向けた見直しの方向性ですが、新卒者の採用を行っていない企業に対しても、Nぴか認証取得のメリットをPRすることで、認証企業の増加を目指すとともに、働き方改革に取り

組む企業をさらに増やすため、引き続き、モデル企業の取組の周知を行い、働きやすい職場づくりを促進していきたいと考えております。

### **3 労働相談情報センター費**

「労働相談情報センター費」についてご説明します。資料は、事業群評価調書の2ページと、補足説明資料の9ページになりますが、主に補足説明資料で説明したいと思います。

資料に記載しておりませんが、労働相談情報センターについてご説明をいたします。

県では、平成11年4月に、労働条件や労使関係など労働問題全般に関する相談への対応と、勤労者福祉の充実及び向上を図るための情報提供を行うことを目的として、「労働相談情報センター」を開設しております。補足資料9ページに記載しておりますが、当初は長崎市及び佐世保市にセンターを設けておりましたが、現在は、記載のとおり、長崎は雇用労働政策課内に設置し、佐世保は水曜日のみ県北振興局で対応しております。相談対応は、面談及び電話で行っており、令和3年度の相談実績は記載のとおり914件で、ここ数年増加してきております。(3)の令和4年度の事業実施状況は記載のとおりで、コロナ禍の長期化したことで、休業や解雇などの深刻な問題を抱える相談者が増えていることから、国の助成金の活用など、内容、状況に応じた適切な助言を行っております。令和5年度に向けた見直しの方向性ですが、センターの相談制度について、引き続き広く周知を図るとともに、関係機関の支援策等の情報、そういったものをしっかり提供するように、努めてまいりたいと考えております。

### **4 労働者福祉対策費**

次に「労働者福祉対策費」についてご説明します。事業群評価調書2ページと補足説明資料11ページになります。資料には記載しておりませんが、先に長崎県労働者福祉協議会というものを説明したいと思います。長崎県労働者福祉協議会とは、昭和42年に設立されまして、連合長崎を始め、九州労金長崎県本部、県平和運動センターなど8つの団体が構成メンバーとなっている団体です。目的は、県下における労働者の福祉活動を総合的に推進し、関係団体間における福祉活動の連絡調整を図るとともに、労働者福祉に関する事項全般についての調査、研究並びに企画を行い、労働者福祉を増進することとしております。

この事業は、長崎県労働者福祉協議会が行う、労働者向けの研修活動、相談対応、スポーツ文化活動など、労働者の福祉活動に関する事業に要した経費に対し、補助金を交付しているものであります。事業群評価調書の2ページに、令和3年度の事業費221万8千円という記載がございますが、このうち、221万5千円は補助金の額でございます。戻りまして、補足説明資料11ページの

(2)ですが、令和3年度はこの事業の趣旨が、先ほど言いましたような、研修会とか、スポーツ大会とか、そういうことでございますので、コロナ禍で中止した活動も多かったんですけども、記載の通り、イベントを4回やって、実績は296名が参加をしたということになっております。今年度もコロナの状況見ながら、労働者福祉のために行う事業に対して補助金の交付を予定しております。令和5年度に向けた見直し



の方向性としては、このコロナ禍が長期化する中で、支援内容について、今後どうあるべきか、どういう支援の仕方をするべきかということについて、今後、支援先とも協議をしていきたいと考えております。

## 5 労使関係安定指導費

最後に、労使関係安定指導費についてご説明します。資料は、事業群評価調書の2ページ及び補足説明資料の13ページになります。この事業は、労働条件等実態調査といった調査を行うものであります。

労働条件等実態調査については、事業群の指標の際に少しご説明しましたが、県内1,300の事業所に調査票を送り、その結果を取りまとめております。結果については、冊子を作って、各関係機関に送り、関係機関において、各種施策の基礎資料等として利用しております。

調査項目は、従業員の採用状況、管理職の状況、休暇や労働時間、育児休業制度や介護休暇制度などに関するものであり、必要に応じて項目の追加等を行っております。

事業群の指標である「ワーク・ライフ・バランスや処遇改善に取り組んでいる企業の割合」についても、先ほど申し上げましたように、調査項目としております。

令和4年度の調査におきましては、男性の育児休業の取得に関する項目を追加しており、令和5年度以降においても、社会経済情勢の変化を踏まえながら、調査項目の見直しを行い、実態の把握することで、有効な施策の構築に努めてまいりたいと考えております。

以上で各事業のご説明を終わります。よろしくお願いいたします。

## 質疑応答（審議事業Ⅰ（雇用労働政策課））

（赤石委員長）

ありがとうございました。

それでは、今、ご説明がありました事業群全体と、「新時代の若手人材定着・育成促進事業」から「労使関係安定指導費」までの5つの事業について何か質疑はございますか。まず、「新時代の若手人材定着育成促進事業」について何かございますか。

（齊藤委員）

ご説明ありがとうございました。「新時代の若手人材定着・育成促進事業」というところで、定着率は全部平均よりもかなり下回っているとのことでしたが、まずその離職率が高い理由について、どういうふう把握されているのか教えていただければと思います。

なぜかといいますと、例えば、次に再就職ができる環境が整っていることで、雇用が流動的になっているということは、決してネガティブに考えることではないのかもしれないので、そこをどういうふう考えて政策を決めているのか知りたいので、離職率が高い理由をどういう風に把握してるかを教えてください。

（雇用労働政策課）

まず離職の理由ですが、県独自のアンケートはやっていないんですが、全国のアンケート調査結果によると、人間関係とかですね、賃金給与が低いとか、労働環境が悪いとか、そういった理由でやめられてるようです。

最近の若い方に聞くと、やはり離職とか転職についての意識が低く、ハードルが低くなってる。

最近の人材不足という環境で、やめても次の職につきやすいとか、そういったのが影響してるのではないかなと思っております。

ただ私たち産業労働部としては、企業が、せっかく人材不足の中で獲得した人材を、1～2年、3年以内で手放していくと、辞められていくというのはやはり企業にとっての損失ということもありますし、社員にとっても、その会社で経験を積む前に辞めてしまうと、次の就職にとっても、必ずしも良い影響はないのではないかなと思っております。県としては、若年者については、なるべく経験を積んで、次の職に前向きに取り組んでいただければ、必ずしも悪いとは思っておりませんが、早期で1～2年とか3年ぐらいで、辞めていくというのは、ちょっとあまりよくないと思っております、そこに施策を打っているという状況です。

(齊藤委員)

ありがとうございます。続けてよろしいですか。よく理解はできました。ただ、やはり全国的な理由とかいうところをとらえまして、やはり企業側に対しての施策が、手厚い方がもしかしたらいいのかなとか、そこら辺をうまくどこで評価していくのかということが重要なというふうに思っていて、だから次に、離職してからのその期間とかで、どういうふうに次に獲得できているのかどうかを、どこかで調査できるといいのかなと思いました。

以上でございます。ありがとうございます。

(赤石委員長)

ありがとうございました。他の委員の方は何かございますか。

(内田副委員長)

ここ2、3年若者の生きる価値観というものも、このコロナ渦で非常に多様化しているのかと思います。

早期離職、これは本当に、長崎県にとっては大きな損失だろうなと思ってるんですが、ただ、今までのような施策で、いわゆる、若者を相手に、その施策を打ち出す側が、もう年齢がだんだん高くなっていて、価値感が非常にずれている部分も、ここ最近本当にコロナが始まってから大きく、溝が入ってきたのかなというふうに思っています。

ずっと同じ施策を続けて、今、その年によって変えていっちゃうとは思いますが、ある意味、どこかで大きな方向転換を打ち出せるようなものもあった方がいいのかなというの思います。

本当に今は、定職につかなくてもお金が稼げる時代になって参りました。それは否定することなく、今の時代の生き方の一つであろうというふうに思います。なので、さっき齊藤委員もおっしゃったように、企業側

の価値観も大きく変えていくような、働き手だけではなく、企業側、雇用する側の価値も少し揺らすような、何か施策があった方が私は今後いいのかなというふうには思っています。以上です。

(赤石委員長)

今のは質問というよりも、意見ですね。

(内田副委員長)

はい。

(雇用労働政策課)

企業に向けてのセミナーというのも行っており、最近の若者の意識がやっぱり変わってきていると。聞くところによると入った時から次の職に、何かあったら移りたいとかいう方々が多くなってきているという状況ですので、給料とか、休日とかいうのは求人票で分かったうえで、入ってくるのですけども、いざ入ってみると、やっぱりちょっと自分の思っていた会社と違うということであれば、すぐに躊躇なく辞めてしまうというようなこともありますので、そこら辺は企業の方に、働き方も含めて、十分若い人と話ができたりとか、また、社内でのコミュニケーションですね、最近の若い方は、中堅とか、トップの方とのコミュニケーションがなかなか取れないということもありますので、そういったことが重要だというようなことも話をしているところです。

(赤石委員長)

この事業に関して、皆さん何かございますか。

1点だけ、例えば、企業と大学でインターンシップ制度を一緒に構築しているとかですね。大学側での教育システムと一緒に考えていくとか、それこそ、知事が新しい次年度以降の政策形成の中で、対話ということの一つのテーマとして挙げられていると先ほどご説明を受けたのですけども、おそらくプラットフォーム化を図っていくとか、一つの課とか、部署だけでは、こういう問題というのは解決できなくて、一つの事象にいろいろなところが関わってこないと、おそらくこの問題というのは、解決していかないと思うので、果たしてこの成果指標に対して、このセミナーの実施回数というものが、活動指標として適切かどうかというの、やっぱりこれはきちんと精査していく必要があるのかなというふうには思います。

いろんな事業に関してもそうですけれども、プラットフォーム化っていうのを少し視点の中に入れて、自分のところの部署だけで考えていくのではなくて、どういうものが関わっているのかっていうのを、しっかりと考えていく必要があるのかなというふうに思います。そのあたりを活動指標とか、見直しの方向性といったようなものの中で、少し次年度以降、改善の方向として考えていくことが、必要なのではないかなというふうにちょっと話を聞いていて思いました。

それでは、「ステップアップ実践支援事業」について、何かございますか。

(中込委員)

中込と申します。よろしく申し上げます。Nぴかを周知させること、それとも件数なのか、これは目標はどこを見ればよいでしょうか。

(雇用労働政策課)

Nぴかの認証を受けた企業ということですね。

(中込委員)

その関係で先週、長大キャリア事業ということで、長大の方でちょっと講演をさせていただいて、春休みに長大の方が当社の事務所にアルバイトに来るっていうことになっているのですが、Nぴかを登録しているだけでは募集をかけてもなかなか人がこない。今回はちょっとご縁があって長大の方で話をすることができたので、そういった方が1人、アルバイトしに行きますっていう方がいらしたのですが、なかなかそれだけでは、若者の雇用に繋がってないってのをちょっと実感として感じています。ホームページに掲載しても、何のことも、まだ学生の方に、周知されてないようですので、もう少し県の方で、Nぴかとはこういう企業ですというのを周知させていただきたい。

あと、指標（認証基準）について、今回、当社の星が女性役員の数が増えたということで、一つ上がったのですが、やっぱり男性ばかりの会社もありますので、なかなか星の上げ方ってのが難しく、ちょっと平等なようで平等じゃないようなところがあるので、その内容も、本来、若者が求めている内容になっているのかなと感じています。

(雇用労働政策課)

周知につきましては今ご意見いただきましたように、足りてないんじゃないかというところは我々もそういう認識を持っております。ただ一方で、例えば学生に対する企業説明会とか、面談会をやったときに、Nぴかの旗を立てたりすると、学生がなんだろうということで関心を持ってもらったり、あるいはNぴかがどういう制度かっていうのをご存知で、その旗が立っているところを、話を聞いてみようというふうな形で集客の一つになっているということは聞いております。

今回、県立大の方なんですけども、Nぴかの認証を受けた企業に声をかけて、パンフレットにロゴマークを入れて置いとくと、Nぴかを受けた企業さんのパンフレットですよというコーナーを設置してもらって、佐世保校ではそういう対応もしてもらっています。

長大とかにも今後働きかけをしていきたいなというふうに思っています。あと長崎新聞さんが、NRという折り込みがあるんですけども、Nぴか認証企業のPRの号を作ってもらって、そこでNぴかでこういう取り組みをされてますということを購読者向けにPRをするということもやっていきたいと思っておりますので、そういったところでNぴかを取ってる企業ってのはこんな取り組みをしてるんだと。福利厚生なり、処遇がしっかりしているということをアピールしていきたいなと思っております。

項目については、先ほど言われたように男性が多い会社で、なかなかポイントが上がりにくいことについては昨年度、いろいろ有識者の声も聞きながら、中小企業家同友会の声も聞いたりしながら、業界の

平均値よりも上にいるとかということをもって評価するように一部見直しをしております。で、それももうコンクリートではなくて、やはり状況を見ながらですね。しっかり項目についても見直しをしていくということが必要なと思っていますので、今後はそういう対応をしていきたいと思っております。

(中込委員)

県立大はただ(パンフレットを)置いている状態でしょうか。

(雇用労働政策課)

コーナーを設けてもらって、机にパンフレットを置いてもらっています。

(中込委員)

それを見た学生が問い合わせをしてくるのでしょうか。

(雇用労働政策課)

あ、すみません。佐世保ではなくてシーボルト校に置いていて、佐世保はまだ置けていない状況ですね。失礼しました。

(中込委員)

声がかかって、(パンフレットを)置かせていただいているのですが、問い合わせが来たことがないので、やっぱり置いているだけじゃちょっと弱いのかなという気はしています。

(雇用労働政策課)

一応学校の方にも話しておりますので、これに限らず他のPR方法も工夫をしていきたいと思っております。

(中込委員)

声をかけていただければ対応できる企業が多いかなと思いますので、ぜひ(Nぴか企業への)インターンシップを大学から声をかけていただくように、そちらからはプッシュしていただけると。

(雇用労働政策課)

県庁の中でインターンシップを、ちょっとまた別の課で所管していたりするので、ちょっと今の話もお伝えしてですね、有効に使えるように話をしたいと思います。申し訳ないです。

(赤石委員長)

今の話もそうですけれど、インターンシップはもう別の課ですというふうにもものすごく関連があるのですが、別の課に情報を伝えますっていう形で、コレクティブに動いていない。だから、そのところを、やはり県知事は重視されていて、対話型のものに作り替えていくっていうことを、来年度以降強く言われていると思うので、これは、地元の大学の責任でもあるのですが、大学と県がやはり一つになって、そのあたりを作っていくかという点ですね。

おそらく、ただパンフレットを置きました、いろいろなものに情報提供しています、コンサルティングやりますというようなものはもう過ぎた話で、じゃあ具体的に何を作っていくかっていうことを、来年度以降しっかりやっていかないと、おそらく成果は全く上がらないと思うんですね。それと、リカレント教育への支援。この部分を、この事業の中で取り組むことができるのかどうか。企業と話をする中で、従業員が大学の授業を受ける時に、支援ができる企業はそんなに多くないと思うんですね。いろいろ聞くと、時間の問題と、勤勉手当をちょっと割り増してあげるとか、そういうところに、やはりかなり制約があって、なかなか大学が社会人向けのリカレントをやろうとしてもなかなかそっちの方に、足が向かないという事実。リカレント教育を大学も、それを求められていますので、この課だけではなくて、県庁の関連ある課も全部巻き込んで、一度そういうような話し合いをやっていくような仕組み。そうしないとおそらくNぴかの事業所数を成果指標にしても、実践支援のところには繋がっていかないと、そこらへんの少し反応をベースに。

(雇用労働政策課)

少しよろしいでしょうか。そういう意味では、先ほどの総合計画の中の5ページの一番上に施策1ということで、「将来を担う若者の就業支援と魅力的な職場づくりの促進」という中に、①から、それぞれが事業群になっておりまして、この施策、共通の施策を支える事業ではあるんですけども、①のところでは先ほどのようなインターンシップとかも含めたような取組であったり、私どもの事業は③ということで雇用環境の向上ということで、この1から4が一体となって或いはそれ以外も一緒になってこの施策を構成しているというふうな形にはなっております。

(赤石委員長)

これってこの関係ってどういう形になっているのでしょうか。全体としての目標があって・・・

(雇用労働政策課)

施策評価というのは、また別の機会でございますが、総合計画の期間の、3年経ったところで、この施策自体の評価を行っておりますので、そこにぶら下がる事業群についてもあわせて、そこで整理をするということになっております。

(赤石委員長)

少し常にこう密にお互いの課が連携しているのであれば、きちんとその連携はしっかり汲んでいくのがよろしいかなと思います。次に、労働情報センター費について何かございますか。

(齊藤委員)

活動指標や成果指標の定め方、特に成果指標については活動指標じゃないかなと、特に3番目の件数というのをどのように考えるのか、相談がしやすくなったってところで考えているのか、それともやっぱり、相談ができて、その後改善したとかですね、そこに目標を持っていくのかとかで、成果指標をアウトプット指標ってところを、すごく意識された方がいいのかなっていうふうには思っていますので、また次年度以降、指標としては変えることはなかなか難しいとは思いますが、そういった意識を持ってやられることは重要だと思いますのでよろしくお願いいたします。他のところも、少しお考えいただいたほうがいいのかというところはありますので、よろしくお願いいたします。

(赤石委員長)

そうしますと、「労働者福祉対策費」について何かございませんか。よろしいですかね。それでは、最後の、「労使関係安定指導費」について何かございませんか。よろしいですか。なければですね、この事業に関する本日の審議は終わりでございます。ただ、今回、この一年やってみてですね、本当はこれがやりたいんだけど、やれなかったというようなこともあった。もう一步踏み込んだらこういうことがやれたのだけでも、制約があってやれなかったってようなことがあったら、その部分について、全体的に何かありましたらご意見いただければありがたいです。

(雇用労働政策課)

私どもの事業で、先ほど経営者とか、労務管理者を集めて、セミナーをしたという分とかですね、或いは報告会というふうな部分で、やはりコロナで、先ほどのスポーツ大会とかもそうなんですけど、なかなか人が集まってできないというところがありまして、当然オンラインを活用して対応はしてきましたんですけど、やはりそれで十分かっていうとなかなか届いてないところがあるのかなと。一方で、先ほどご指摘ありましたように、周知のところとかですね、私ども部のメルマガとかもやってますので、そういったものも含めてしっかりこうPRしていく。このコロナ渦で対人は難しいけども、いかにオンラインを使ってやっていくか、そういうところは、しっかり今後見直ししながらやる必要があるのかなというふうには思っております。

(赤石委員長)

D X 推進を担当されている課とか、県庁内にありますよね。

(雇用労働政策課)

そうですね。課としては部内に、別の課でございます。

(赤石委員長)

そういったところもしっかりと連携されて、DXはもう目的ではありませんけども、手段としてそれをどういうふうを活用して目的をどう効率的に達成していくかということ、もう少し検討させていただければと思います。それでは、この事業につきましては、これで終わりたいと思います。

## **基本戦略・施策の概要（地域づくり推進課・交通政策課・観光振興課・高校教育課）**

（事務局）

それでは、次に審議していただく基本戦略及び施策について説明いたします。総合計画の審議対象部分を抜粋した2色刷りの資料の1～2ページをご覧ください。これからご審議いただく「基本戦略3-2 地域の特徴や資源を活かし、夢や希望の持てるまちを創る」を推進するために、右側2ページに掲げている6つの施策に取り組むこととしており、今回はその中から、「施策(4) しまや半島など地域活性化の推進と施策」、「(5) 特色ある文化資源・スポーツによる地域活性化」を進めるため、それぞれ5つと4つの事業群を設定しておりますが、そのうちの各1つずつについてご審議いただきます。

7ページをご覧ください。まず、基本戦略について説明させていただきます。

基本戦略3-2の具体的な将来像の内容として・人流・物流を支える交通ネットワークの確立・九州新幹線西九州ルート of 整備と開業効果の拡大・持続可能で魅力ある都市・地域づくりなど、6項目を掲げておりその背景については、8ページの「①現状と時代の潮流」に記載されておりますが九州新幹線西九州ルート of 開業予定、離島・半島地域における人口減少や地域活力の低下、東京オリンピック等の開催によるスポーツへの関心の高まり等がございます。

次に審議対象事業群が含まれる施策についてですが、9ページをご覧ください。該当施策の「しまや半島など地域活性化の推進」につきましては、めざす姿に記載しているとおり、離島・半島などが有する特有の資源を活かしながら、しまや半島などの地域活力が維持・活性化しているという姿を目指し、成果指標としましては、令和7年度時点で、「過疎地域等の人口減少率のうち社会減」を令和3年度比減少率2.1%未満とする目標を掲げております。

その実現に向けて、その下にある5つの事業群のうち、今から、「しまの資源を活かした地域活性化」についてご審議をお願いいたします。

では、引き続き、所管する地域づくり推進課から事業群「しまの資源を活かした地域活性化」の概要説明をお願いします。

## **審議事業群Ⅱ（地域づくり推進課）\_事業群説明**

**基本戦略 3-2 地域の特徴や資源を活かし、夢や希望の持てるまちを創る**

**施策（4） しまや半島など地域活性化の推進**

**事業群 ① しまの資源を活かした地域活性化**

（地域づくり推進課）



地域づくり推進課から、事業群「しまの資源を活かした地域活性化」についてご説明いたします。お手元の事業群評価調書 5 ページをお願いいたします。

本事業群は、総合計画におきまして、戦略 3-2「地域の特徴や資源を活かし、夢や希望の持てるまちを創る」、施策 4「しまや半島など地域活性化の推進」に位置づけられた事業群でございます。

本事業群における取組項目でございますが、「1. 計画等概要」に記載しておりますように、「しまの特性に応じた産業の活性化」、それから、「しまの魅力を活かした交流人口等の拡大」、以上の 2 つでございます。

事業群の指標といたしましては、有人国境離島法に基づく国境離島交付金を活用した事業であります「雇用機会拡充事業による新規雇用者数」、これを指標として設定しており、同法に基づく県計画に掲げた KPI、並びに県の総合計画の指標をもとに、毎年度「200 人」という数値を目標として掲げております。

併せまして、「その他関連指標」として、有人国境離島法に基づく国の基本方針に定められた基本目標であります「法律の施行から 10 年後、すなわち令和 8 年度における人口の社会増減の均衡」、これを達成するために必要となる人口の社会増減数について、年度ごとに数値目標を掲げているところであります。

本事業群は、「しまの特性に応じた産業の活性化」、それから、「しまの魅力を活かした交流人口等の拡大」、この 2 つの取組項目のもと、9 つの事務事業を実施しております。

まず、取組項目の一つ目、「しまの特性に応じた産業の活性化」につきましては、この取組項目を進めるための事務事業として、国境離島地域において、民間事業者が雇用を伴う創業や事業拡大を行う場合に、必要となる経費について支援を行う「国境離島創業・事業拡大等支援事業」、それから、この事業を活用した事業者が雇用する人材の確保をサポートする「しまの雇用人材確保促進事業」、また、国境離島地域における農水産物の出荷、あるいは原材料等の輸送費用を支援する「国境離島輸送コスト支援事業」、さらに、食品流通専門の団体と連携しながら、しまの製品の販路拡大等を支援する「しまの産品振興による地域活性化プロジェクト推進事業」、加えまして、離島振興に関する予算の確保等に向けた取組を行う「しま振興推進費」、以上 5 つの事業を実施しております。

続きまして、取組項目の二つ目、「しまの魅力を活かした交流人口等の拡大」につきましては、この取組項目を進めるための事務事業として、国境離島地域への誘客に向けて、旅行会社が造成・販売する体験プラン付き旅行商品等への支援を行う「しま旅滞在促進事業」、それから、国境離島地域の魅力を発信するとともに、旅行者に「もう 1 泊」してもらうための取組等に支援を行う「しま旅グレードアップ事業」、また、国境離島地域の住民の航路運賃並びに航空路運賃の軽減を図る「国境離島航路・航空路運賃軽減事業」、さらに、「高校生の離島留学推進事業」、以上 4 つの事業を実施しております。それぞれの事業内容につきましては、後ほどご説明いたします。

事業群評価調書の 8 ページ、「3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性」をご覧ください。

まず、取組項目の一つ目、「しまの特性に応じた産業の活性化」における最も大きな課題は、雇用機会拡充事業による新規雇用者数の伸び悩みであると認識しております。

これに対しましては、市町や振興局とも連携を深めながら、雇用機会拡充事業を活用する事業者の掘り起こしですとか、雇用人材の確保に努めるとともに、「国境離島輸送コスト支援事業」や「しまの産品振興による地域活性化プロジェクト推進事業」によって、国境離島地域の農水産業の発展を図ることで、更なる雇用の創出につなげていくこととしております。

続きまして、取組項目の二つ目、「しまの魅力を活かした交流人口等の拡大」の課題といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響によって、しま旅旅行商品の販売実績や高校生の離島留学の入学者が減少傾向にあるなど、国境離島地域における交流人口が伸び悩んでいることがあると認識しております。

これに対しては、アフターコロナ、ウィズコロナも見据えながら、引き続き、「もう1泊」してもらうための旅行商品の造成や情報発信に努めるとともに、離島留学については、留学生世帯の経済的負担の軽減やオンラインを活用した情報発信の強化などにより、県外からの入学者の増加につなげることであります。

以上を踏まえまして、9ページに「4. 令和4年度見直し内容及び令和5年度実施に向けた方向性」として、各事業の見直しの方向性を記載しておりますが、こちらにつきましては、後ほど事業ごとに説明させていただきたいと考えております。以上で、事業群に関する説明を終わらせていただきます。

## 審議事業群Ⅱ（地域づくり推進課）\_各事業説明

（事務局）

引き続き、事業群を構成する事務事業について説明をさせていただきます。

当該事業群は、3つの部局で構成されているため、部単位で説明、質疑応答を繰り返させていただきます。このパートの最後に事業群全体の質疑の時間を設けさせていただきます。

それでは、まず、「国境離島創業・事業拡大等支援事業費」から「国境離島航路・航空路運賃軽減事業」までの6つの事務事業について、地域振興部から説明いたします。

### 1 国境離島創業・事業拡大等支援事業

引き続き、国境離島創業・事業拡大等支援事業についてご説明いたします。資料につきましては、お手元の事業群評価調書5ページと、併せて補足説明資料の19ページをご覧ください。

この事業は、有人国境離島法に基づく事業でございます。特定有人国境離島地域、具体的に申し上げますと、対馬市、壱岐市、五島市、小値賀町、新上五島町、それから、佐世保市の宇久島、寺島、西海市の平島、江島がこれにあたりますが、こうした特定有人国境離島地域において、雇用の増加を伴う創業、あるいは、事業拡大を行う民間事業者に対して、運転資金の一部を補助することによって、特定有人国境離島地域における雇用を創出し、定住の促進を図ることを目的としております。

「令和3年度の事業実施状況及びその成果」でございますが、本県の国境離島地域全体で122件の事業に補助金を交付いたしました。

この122件の事業においては、合わせて186人の雇用が計画されておりましたところ、新型コロナウイルス感染症の影響による事業開始の遅れなどによりまして、雇用実績は144人となりました。

なお、令和3年度における雇用実績144人は、目標値200人には及ばなかったものの、令和2年度の実績122人から一定改善をしているところでございます。

続きまして、「令和4年度の事業実施状況」でございますが、令和3年度は雇用計画人数が186人と目標値である200人に達していないことから、新たな事業者の掘り起こしが課題となっていると認識をいたしております。

併せまして、雇用人材の確保につきましても、全国的な有効求人倍率の高止まり等もありまして、年々厳しさを増しており、このことが新規事業件数、雇用計画人数が伸び悩む要因のひとつとなっております。

こうしたことを踏まえまして、このあとご説明いたします「しまの雇用人材確保促進事業」との連携を図りつつ、関係市町とも連携を深めながら、新たな事業の掘り起こしや人材確保を行うことで、更なる雇用の創出に努めることとしております。

令和5年度に向けても、こうした努力を重ねてまいりたいと考えておりまして、「現状維持」と評価しております。

## **2 しまの雇用人材確保促進事業**

続きまして、「しまの雇用人材確保促進事業」についてご説明いたします。補足説明資料につきましては、23ページをお願いいたします。

この事業も、有人国境離島法等に基づく事業でございますが、先ほどご説明しました「国境離島創業・事業拡大等支援事業」において、雇用機会拡充事業による新規雇用者数が伸び悩んでいるということを踏まえまして、事業者が行う島外からの人材確保に向けた取組や、市町が行う活用事業者の掘り起こしに関する取組について支援を行うものでございます。

「令和3年度の事業実施状況及びその成果」でございますが、島外からの人材確保に向けて、求人情報会社と連携をしながら、求人情報の発信、それから事業者に対する採用力向上セミナーに取り組んだ結果、15社の求人に対し104名の応募がありまして、最終的に7社7名の採用につながりました。これが1点目でございます。

2点目といたしましては、市町が行う雇用機会拡充事業の活用事業者の掘り起こしに向けた取組、例えば、島外での事業説明会ですとか、島内の事業者向けのセミナーや活用意向調査といったような取組に対し、補助金を交付しました。

このうち、事業者説明会につきましては、説明会に参加した事業者のうち、18事業者が雇用機会拡充事業の申請を行うなど、活用事業者の確保に寄与しております。

続きまして、「令和4年度の事業実施状況」でございますが、引き続き、事業者が行う島外からの人材確保に関する取組や、市町が行う活用事業者の掘り起こしに関する取組について支援するとともに、新たな取組として、移住に関心がある都市部在住の方を対象としたオンラインイベントを開催しまして、国境離島地域の魅力や求人情報等を発信することとしております。

「令和5年度に向けた見直しの方向性」につきましては、令和4年度の成果を踏まえつつ、関係市町と連携を図りながら、引き続き、島外からの人材確保、それから活用事業者の掘り起こしを支援するとともに、優良事例について関係市町間で情報共有を行ったうえで、横展開を進めるなど、取組を強化してまいりたいと考えておりまして、「改善」と評価しております。

### **3 国境離島輸送コスト支援事業**

続きまして、「国境離島輸送コスト支援事業」についてご説明いたします。補足説明資料につきましては、27ページをお願いいたします。

この事業も、有人国境離島法に基づく事業でございますが、特定有人国境離島地域において、農水産物の出荷、あるいは原材料等の輸送費用を支援するものでございます。

具体的には、離島・本土間の輸送費用を低廉化し、本土からの遠隔性を原因とする条件不利性を緩和することで、生産者の生産意欲や販路拡大意欲を喚起し、これによって、特定有人国境離島地域の農水産業の発展を図ることを目的としております。

「令和3年度の事業実施状況及びその成果」でございますが、輸送コスト支援事業を活用する事業者数が、前年度の115事業者から135事業者へと増加したほか、輸送コスト支援事業と同時に、生産拡大等を行うため、雇用機会拡充事業を活用した事業者が42事業者となっております。

続きまして、「令和4年度の事業実施状況」でございますが、前年度に引き続き、7市町において輸送コスト支援事業を実施しておりまして、活用事業者数につきましては、本年6月時点で、前年度を上回る143事業者から申請が行われているところであります。

令和5年度においても、引き続き関係市町と連携しながら、事業を継続することで、国境離島地域における農水産業の更なる振興を図ってまいりたいと考えておりまして、「現状維持」と評価しております。

### **4 しまの産品振興による地域活性化プロジェクト推進事業**

続きまして、「しまの産品振興による地域活性化プロジェクト推進事業」についてご説明いたします。補足説明資料につきましては、29ページをお願いいたします。

この事業は、しまで生産された産品の振興による地域活性化を図るため、食品流通専門の団体と連携をしながら、しまで生産された産品の販路拡大をはじめ、消費者視点を重視した商品開発、それから生産基盤の整備を行うとともに、しまの生産者の人材育成を行う事業でございます。

「令和3年度の事業実施状況及びその成果」でございますが、延べ156人のバイヤー等が20回にわたり各離島を訪問しまして、現地において商談等を行うとともに、記載しているような大規模フェアの開

催や大規模商談会への出展支援等を行ったことによりまして、しまの事業者による販売額は、目標の4億円を上回る6億400万円となっております。

続きまして、「令和4年度の事業実施状況」でございますが、これまで構築した販路の継続・拡大を図るため、販促フェアや物産展の定例化を進めるとともに、販促フェアのようなスポットでの催事の常設化や一時取引の継続取引化につなげていくこととしております。

併せまして、消費者視点による商品開発や農水産物の生産拡大に向けて、離島間での横展開を図っていくこととしております。

令和5年度においても、引き続き、食品流通専門の団体や市町等と連携を図りながら、高付加価値商品の開発や販路拡大に向けた支援を行うとともに、本プロジェクトに参画をするしまの事業者を増加させ、島全体への面的な波及を図ってまいりたいと考えておりまして、「改善」と評価しております。

## 5 しま振興推進費

続きまして、「しま振興推進費」についてご説明いたします。補足説明資料につきましては、31ページをお願いいたします。

この事業は、離島振興施策の拡充を図るため、離島振興関連予算の確保、並びに、令和5年3月31日に期限を迎える離島振興法について、改正・延長を求める活動を行う事業でございます。

「令和3年度の事業実施状況及びその成果」でございますが、1点目の離島関係予算の確保に向けては、県として政府施策要望を行ったほか、関係自治体や関係団体と共同で要望活動を展開した結果、本県離島地域において、約111億円の公共事業予算を確保することができました。

また、2点目の離島振興法の改正・延長に向けては、関係市町や県議会のご意見も伺いながら、「新たな離島振興法に関する意見書」を取りまとめまして、要望活動を実施したところであり、その結果、自由民主党の離島振興特別委員会が取りまとめました「新しい離島振興の基本方策（大綱）」に、本県から提案・要望した項目、例えば、医療・介護の充実、離島留学の推進、情報通信基盤の整備、再生可能エネルギーの活用、小規模離島への配慮といった項目が盛り込まれたところであります。

続きまして、「令和4年度の事業実施状況」でございますが、1点目の離島振興関係予算の確保につきましては、引き続き、関係自治体や関係団体とも連携を図りながら、機会を捉えて要望活動を実施してまいりたいと考えております。

2点目の離島振興法につきましては、今後秋の臨時国会において法律の改正・延長が実現しましたら、新たな離島振興法の趣旨を踏まえた県の離島振興計画を策定するとともに、新たな離島振興法、並びにこれを踏まえた離島振興施策について県民の皆様への広報を行ってまいりたいと考えております。

令和5年度においても、引き続き、国に対して、離島振興法に基づく各種施策の充実や必要な予算の確保を求めてまいりたいと考えており、「現状維持」と評価しております。

以上で、私からの説明を終わります。

## 6 国境離島航路・航空路運賃軽減事業

交通政策課から、国境離島航路・航空路運賃軽減事業について概要を説明いたします。資料は、お手元の事業群評価調書 7 ページと、事業に関する補足説明資料 37 ページを併せてご参照ください。まず、事業群の取組との関連でございますが、本事業は、事業群の取組項目の「しまの資源を活かした地域活性化」の部分に寄与するために実施する事業となっております。

本事業の令和 3 年度の実施状況につきましては、事務事業評価補足説明資料の 37 ページで説明申し上げます。この事業の目的でございますが、特定有人国境離島地域において、本土から遠く離れ、交通に要する時間や費用の負担が大きいという条件不利性に鑑み、継続的な居住が可能となる環境を整備することを目的としており、住民等の航路運賃を JR 運賃並みまで、航空路運賃を新幹線運賃並みまで低廉化する経費の支援を実施しております。

具体的に令和 3 年度の実施状況及びその成果でございますが、記載のとおり、記載の通り、令和 3 年度の割引利用者数は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う影響は残ったものの、令和 2 年度と比較して、航路が 7.4%、航空路が 20.7%の増となっており、有人国境離島地域における住民等の航路航空と運賃を低廉化することで、地域社会の維持、人の交流の活性化に繋がったものと考えております。

しかしながら、令和元年度比では、コロナ禍前の水準までには回復していないため、令和 4 年度につきましては、引き続き、従来の利用実績や、今年度の利用状況を踏まえながら、事業に必要な経費を確保し、継続して国境離島地域における住民の経済的負担の軽減を図ってまいります。

令和 5 年度に向けました本事業の見直しの方向性につきましては、平成 29 年 4 月 1 日に施行された特定有人国境離島法に基づく、国の特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を活用して対象地域に指定された離島住民向けに、航路・航空路運賃に対する補助を行うものであり、引き続き、事業に必要な経費を確保し、継続して、国境離島地域における住民の経済的負担の軽減を図るという理由から、「現状維持」と評価しております。

説明は以上でございます。

### 質疑応答（審議事業Ⅱ（地域づくり推進課））

（赤石委員長）

それではまず、説明がありました 4 つの事業について質疑応答に入りたいと思います。まず、最初に、国境離島創業・事業拡大等支援事業費、この項目につきまして、何かご質問等ございますか。

（齊藤委員）

ご説明ありがとうございます。今のところでございますが、この支援をして新しく雇用が生まれたというところで、どのぐらい（雇用が）継続をしているのかとか、そういうところの数字があるのでしょうか。

(地域づくり推進課)

この雇用機会拡充事業に関しましては、雇用の継続についてモニタリングを行うことになっておりまして、事業実施主体であります市町を通じて、定期的にフォローアップを行っております。

雇用の状況につきましては、時期による変動はあるものの、一定の雇用の継続は確認をされておまして、例えば直近の状況で申し上げますと、令和4年3月31日時点において、これは制度が始まった平成29年度から令和2年度までの間で雇用が生まれた905人のうち777人、率にして、約86%の雇用の維持が確認されております。私どもといたしましても、雇用機会拡充事業で生み出された雇用が継続されるようフォローアップに努めてまいりたいと考えております。

(齊藤委員)

結構継続率が高くて、ちょっとびっくりしましたが、うまく活用されているのだなというところは拝見できました。

次に、活動指標ですが、ここは確か市町の数になっていたかと思いますが、対象としては7市町で6市町が実施したというところで、活動指標が市町数というのは何か意味があまりないのではないかなと思っていて、その活動指標が成果指標に、アウトカムにどう繋がるかといったところとして考えると、別にこの市町の数というところはあまりフューチャーしなくても、何か違うところにあるのじゃないかというところは、少し疑問に感じたところです。

(地域づくり推進課)

委員からご指摘がありましたように、活動指標として、市町の数あげている訳なんですけど、これは、事業がスタートした当初は、法律で対象になっているすべての市町において実施をしていただきたいという思いがありまして、活動指標としてあげてと思うのですが、すでに、制度がスタートして6年目を迎えます。

そういった中で、数字としては7市町中6市町となっております、実際に残る1市がどこかという、西海市なんですね。これは、西海市のうち対象となっております地域が平島と江島ということで、いずれも人口100人程度の小規模な離島であります。

そうした中で、平成29年度以降、西海市において雇用機会拡充事業の実績が、今まで2件しか発生してないということもありまして、こうした結果になっているのですが、西海市としては、募集自体は行ってくれました。

そうしたことから、実際に市町がどれぐらい動いてくれたかというところで見ると、100%なんですね。そういう意味で言いますと、委員がおっしゃったように、これを活動指標としてあげる必要性が、現時点でどれぐらいあるのかということについては、疑義があるところかと思しますので、こちらにつきましては事務局であります財政課とも協議して参りたいと考えております。

(赤石委員長)

他にこの事業について何かございますか。

(中込委員)

この事業は、創業と事業拡大を行うことによって、定住の促進を図るということですが、私のお客様が上五島だとか西海も多いのですけれども、今度、インボイスが始まったりだとか、電子帳簿保存法関係で、小規模の事業、スーパーとかはもう店じまいをしますということが非常に多いのですね。

商工会の方も、記帳代行をずっとやってきたけれども、インボイスが始まったら、もうそれはできないから外注するというふうに言っていて、小さな事業はどんどん店が閉まってしまうという印象があります。

ですので、こういった事業に手を挙げるところ割と力がある事業が多いのかなと思いますので、その人たちを支える生活のインフラがどんどんなくなっているイメージがあるのですよね。こちらの方も手立てをしていかないと、定住というのは難しいものがありますよね。

買い物難民や、上五島とかでは唯一のスーパーがなくなってしまうということもありますので、そういったところも一緒にしていただきたいので、この指標は実施した市町というより定住した人数、そういった数にされたほうがよいのではないのでしょうか。

(地域づくり推進課)

ありがとうございました。活動指標につきましては、事務局と相談しながら、見直しを進めて参りたいと考えております。

先ほど、人口について触れていただきましたが、ご参考までに申し上げますと、事業群の指標ではないんですが、事業群評価調書の5ページの中ほどに記載がありますように、その他関連指標として、しまの人口の社会増減数というのを掲げております。この中で、人口の社会減を食い止められるように皆さまの生活の利便性をしっかりと確保し、社会減を食い止めて参りたいと考えております。

(中込委員)

高齢で亡くなられた方も多いのではないのでしょうか？人口減ということですが、おそらく島からの流出だけじゃないですよね。それを分けたほうがいいのかかと。

(赤石委員長)

ありがとうございます。この事業に関してはよろしいですか。それでは、次の「しまの雇用人材確保促進事業費」について、何かございますか。

(内田委員)

事業の成果のところ、15社の求人、104名の求職者から応募があって、最終的には7社7名の採用。びっくりな採用の状況だなと思うのですがこの理由、中身を何か理由があるのなら教えてください。



(地域づくり推進課)

やはり、全国的に、有効求人倍率が高い影響で、離島においても地域ごとにばらつきはありますが、高いところは1.5倍を超えるような状況です。そうした中で、島内からはもちろんですが、島外から人材を確保して参りたいと考えてこの事業を始めたわけですが、都会にお住まいの方に情報を届けるのが非常に難しいという課題があります。

その中で、情報を届けられたとしても、届けた対象のうち、どれくらいの方が離島に移住をして職に就いてくださるかっていうところで考えると、物産の販売ですとか、観光のプロモーションと違って、非常に難しい面はあるんじゃないかなと感じております。

ご指摘の通り、事業のアウトカムとしては、必ずしも大きな数字じゃないと私どもも考えておまして、令和4年度は、より大きな実績につなげられるように、市町ですとか、島の事業者、それから先輩移住者の方にもご協力をいただきながら、島の仕事ですとか、暮らしについて知ってもらうためのオンラインイベントを新たに開催するようしておまして、こうした取り組みも活用しながら、少しでも成果に繋がるように努めてまいりたいと考えております。

(内田委員)

他の部署だと思うのですが、移住サポートなどもされているかと思うのですが、まさにそういったところでも連携をされつつ、住みたい方はたくさんいらっしゃる。でも仕事がない。逆に、仕事は決まったけれども、定住するには、何となく先ほどの生活基盤のインフラが整っていなかったりするとどうしても敬遠されがち。なので、本当に横の連携も今後はされて、なかなかこの数字っていうのは、割と何だろうなっていうところはあるので、ぜひ、今後に期待したいと思います。

(地域づくり推進課)

今委員からお話がありました移住促進、U・Iターン促進につきましても、私どもと同じ地域づくり推進課で所管しておりますので、今も県外での移住相談会ですとか、それから、ながさき移住サポートセンターという県と市町が一緒になってつくっている、団体があるんですけども、そういったところと連携して、情報を発信しているところですが、まだまだ連携が十分でないところがございますので、今後さらに連携を強化してまいります。

(地域振興部次長)

地域振興部で移住の方も担当させていただいておりますが、そういう中で、今委員ご指摘の通り、例えば子育て環境のいわゆる情報発信とか、生活の居住スペースだけでなく、仕事まで含めて広範囲な情報が必要になると思いますので、そういうものも含めて、全体的にできるだけ情報をどういう形で、届けられたらいいのかと、その手段も含めて、私どもの、例えば航空会社の方といるんな連携をするということも、今現在計画を検討しておりますので、そういうものも含めて、その手法というものについては工夫をして参りたいと思っております。

(内田委員)

ありがとうございます。特にこのコロナ禍で働き方っていうものの多様性が目に見えて現実的になってきた。いつまでも働けるのだな、生活していけるのだなっていうところの不安を、解消していただけるような取り組みをぜひお願いします。

(齊藤委員)

内田委員のお話であったところですけど、私は 104 名の求職者から応募があったというのは結構多いなと思っていて、そこもあったから 7 社 7 名だったところがミスマッチをしているのだとか、その評価っていうのは、すごく重要だなと思っていて、今お話をお伺いしたところでいうと、島の暮らしをしていくうえでミスマッチがあったところ、一つの要因として考えてるということでもよろしかったでしょうか。

(地域づくり推進課)

ご指摘のとおり、ミスマッチもあったのではないかと認識をしているところで、先ほどお話をしましたオンラインイベントの中で、単に島の暮らしの環境ですとか、仕事の内容を紹介するだけではなく、先輩移住者の方と交流タイムのような形で、インタラクティブに意見交換を行って、島の暮らしの実態について、包み隠さず意見交換をすることによって、そういったミスマッチを防いで参りたいと考えております。

(齊藤委員)

わかる範囲で結構でございますので、この 15 社の求人に 104 名の求職者から応募があったところはすごく重要かなと思うので、そこでなぜ繋がらなかったのかというところはまたご検討いただきたいと思いますし、最近では北海道の方で保育留学とかで話題になってたりしたかと思うので、またそういういろんな取り組みをやらせると長崎県の P R ということにも繋がるところだと思いますので、また新しいことを期待したいと思います。すみません。ありがとうございます。

(能本委員)

この活動指標のパーセンテージというのは、他のところと同じく、市町村の対象が 7 個あってそのうちの、6 町村が実施しているとかそういう、同じことでよろしいのですか。ここだけ活動指標がパーセンテージになっているのですけれども。

(地域づくり推進課)

おっしゃる通りです。7 市町中、6 市町が実施をしたということで、パーセンテージで表記しております。ご指摘の通り、先ほどの 1 番の事業では、8 市町中、7 市町としている一方で、2 番の事業ではパーセ

ンテージで表記をしているということで、わかりにくい点があろうかと思しますので、こちらにつきましても事務局と協議の上、検討して参りたいと思います。

(能本委員)

先ほどと同じようにこの町村の数でいいのかっていうところもあわせてご検討いただければと思います。以上です。ありがとうございます。

(地域づくり推進課)

ありがとうございます。

(赤石委員長)

続きまして、「国境離島輸送コスト支援事業費」について、何かございますか。よろしいでしょうか。

そうしますと、次は「しまの産品振興による地域活性化プロジェクト推進事業費」、これについて何かございますでしょうか。よろしいですか。

そうしますと、「しま振興推進費」についてございますか。

(齊藤委員)

そもそもなんですけど、ここに入れる必要があるのかっていうところが、何となくその国に陳情に行きましたっていう、国の予算を取りましたというように見えてしまうんですね。

地方にとって重要なことだとは思いますが、その予算で何をしたかっていうところが、やっぱり重要なので見せ方としては要望の回数とかいうよりは、予算採択されるために、例えば県がその各市町とかに他に向まくフォローしていったみたいなどころとか、ポジティブな見せ方はできないのかな。決してネガティブに見えるわけじゃなくて、やっぱりそう見えてしまうところがあるっていうところで、何かちょっとお考えいただいた方がいいかなというふうに思いました。すいません。コメントで以上でございます。

(地域づくり推進課)

アドバイスいただきありがとうございます。ご指摘を踏まえまして、事務局と協議をしながら検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

(赤石委員長)

他にございますか。それでは、「国境離島航路・航空路運賃軽減事業」について、何かございますか。よろしいですか。なければ、次の事業について説明をお願いします。

## 審議事業群Ⅱ（観光振興課）\_各事業説明

(事務局)

続きまして、しま旅滞在促進事業費としま旅グレードアップ事業費につきまして、観光振興課から説明をさせていただきます。

## 7 しま旅滞在促進事業費

(観光振興課)

観光振興課から、しま旅滞在促進事業費について概要説明いたします。

事業群評価調書につきましては、7 ページ上 2 つの事業、それから補足説明資料に関しましては 33 ページ、35 ページに事業概要を記載しております。

いずれも交流人口拡大に向けた取組ということでございまして、両方ともしま旅という名称がついてございますが、簡単に申し上げますと、しま旅滞在促進事業と申しますのは、直接的な誘客に向けた旅行商品の割引制度といったような、直接的な誘客制度、それからしま旅グレードアップ事業費につきましては、おいでいただいたお客様に、より深く長く、島の旅を楽しんでいただくための、観光コンテンツの充実に向けた事業というようなことで展開をしているものでございます。

まず、しま旅滞在促進事業費の方からご説明をいたします。

補足説明資料 33 ページになりますけれども、この事業につきましては、先ほど運賃低廉化ご説明を申し上げましたが、この運賃低廉化につきましては住民の方或いは準島民の方と、こういった方が対象となっております。島外からの観光客の方は、直接的には運賃低廉化の対象にならないということで、この事業の中で、島民割引と同じ効果を、観光客の方にも適用させるというようなことを実施している事業でございまして。

滞在型観光の促進を目的ということで記載をいたしております。ですので宿泊というのは必須条件、それから滞在時間をより長く延ばしていただくためにですね、体験も必ず実施していただく。

そういった商品を旅行会社の方が、旅行会社の方で商品を造成するといった場合に、先ほど申し上げた運賃の割引相当分を支援して、その分、安い金額でお客様に旅行していただくというようなものでございます。

それが (2) のところに記載しております「旅行商品事業」というものが一つ、そういった取り組みでございまして、その 2 行目に「行っ得！長崎のしまクーポン券事業」というものを記載してございますが、コロナに係る経済対策として設けられたものでございまして、基本の事業は先ほど申し上げた事業ですが、それに加えて、1 泊につき 5000 円のクーポン券、これも島の中で使えるクーポン券を交付するという事業を、令和 2 年度から実施をしているというところでございまして、現在その二つを軸に展開をしているというものでございます。

具体的には 34 ページの方に、実際の商品のチラシ、これは長崎から対馬に出発する旅行商品のチラシを記載しておりますが、上の方に国の特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を利用して、1 万 4000 円の助成を受けていますと、記載しておりますが、要は 1 万 4000 円の割引が、この中で組み込まれているということ。それと、中ほど左側の方に特典というところで、行っ得！対馬クーポン券 1 泊

5,000 円分というものがございまして、この 5,000 円分が 1 泊につき交付されるということで、この二つが今、割引とクーポン券の交付といったところが今なされているという状況でございます。

ただ実績につきましては、どうしても新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況に応じた販売停止といったところに左右されるところがございまして、33 ページの左下の方に記載をいたしておりますが、令和 3 年の実績としては、14,338 人泊ということで、令和 2 年度の 42,020 人泊と比較いたしますと非常に少ない数字となっております。

ただ令和 2 年度、3 年度ともですね、コロナ渦という状況には変わりはありませんでしたが、令和 3 年度の方がかなり大きく減った要因といたしましては、令和 2 年度につきましては、全国版の GOTO トラベルキャンペーンが展開されておまして、その期間中はですね、島にもたくさんのお客様にいていただいたということでございます。ただ、令和 3 年度につきましてはこの全国版の展開がなかなかかなわず、県民割を中心に、県内を中心に展開してきたということでなかなか数字が伸びなかったというところでございます。併せまして、クーポン券の交付の実績も記載の通りでございます。

今年度の事業実施につきましては、今申し上げました全国版の GOTO トラベルキャンペーン、今年度であれば、今ブロック割ということで、九州ブロックでキャンペーンを展開しておりますけれども、それとの併用も可能ということでございます。

ブロック割のキャンペーンが、今後また全国展開といったようなお話もございまして、そういった状況になれば、より、そういったプロモーションも、しっかり全国にも展開をしていき、島への誘客に努めると、こういって展開をしていきたいというふうに考えてございまして、この 33 ページ右上の方に、企画乗船券事業ということで記載をいたしております。これは令和 3 年度は全く実施ができなかったものでございまして、個人のお客様向けの船の窓口でですね、購入していただくようなものでございまして、こういったものにつきましても全国展開ができれば、あわせて販売を行っていきたくて考えております。いずれにしても、これまでなかなか離島の医療体制が非常に脆弱だというようなこともあって、あまり大々的なキャンペーンというのができてなかったんですが、政府の With コロナに合わせたような、そういった方針も出てございまして、今後徐々にそういった離島への誘客についても、プロモーションの面でも強化をしていきたいと考えてございます。

## **8 しま旅グレードアップ事業費**

続きまして、補足説明資料の 35 ページの、しま旅グレードアップ事業でございまして、こちらは先ほど申し上げたような島においていただいたお客様により楽しんでいただくためのコンテンツ造成体験プログラム等の充実を図るといったものでございまして、具体的にどういったことを実施しているかというところが、35 ページ左側の中ほどに、令和 3 年度の実施事業ということで記載をいたしております。

一部のみの記載でございまして、全体としては 20 件程度の補助助成をいたしておりますけれども、一つは、例えば対馬であれば、漂着ごみ等がございまして、そういったものを活用した S D G s をテーマとした修学旅行の誘致事業、それから五島列島については五島列島のプロモーション事業への取組であっ

たり、小値賀町については、島で結婚式をあげようというような、そういった一つの旅行商品を作るといったようなことでもあります。そういったものに対して支援をしてきているところでもあります。

右側の4年度以降の方向性でございますけれども、コロナ渦を経て、観光客の方々のニーズというのも、より細分化してきているといったところがございますので、より島の特性を活かした事業のプログラムと申しますが、離島だからではなくてもう一步先の、五島じゃないと駄目だとか、壱岐じゃないと駄目だとか、そういったところまで、より深いところまで踏み込んだ体験事業、コンテンツづくりに取り組んでいくというようなことで、今後のコロナ渦での観光事業へ対応をしていきたいというふうに考えてございます。

そういうことで両事業とも、今後の方向性につきましては「改善」というような評価をいたしているところがございます。以上でございます。

## 質疑応答（審議事業Ⅱ（観光振興課））

（赤石委員長）

はい。ありがとうございます。それでは、今説明があった2つの事業について質疑に入りたいと思います。まず、「しま旅滞在促進事業費」ということで何かございますか。

（中込委員）

この目標は、事業対象となった旅行商品の数でされているのですね。

（観光振興課）

活動指標についてはそうです。

（中込委員）

利用した人も入れて、一つの商品に対して、例えば5人利用した場合は、1と数えるのでしょうか。

（観光振興課）

そうです。利用者数については、直接的に指標としては記載をしてございませんで、成果指標の方で、このしま旅だけではなくて、全体も含めて、延べ宿泊客の数といったところを指標として掲げているというところがございます。活動指標については、その旅行会社がどれだけ商品を造成したかというところで見るといことにして、それを使った方も含めた、延べ宿泊者数のところを全体の成果指標としております。

（中込委員）

人気だった商品などの統計はとられてないのでしょうか。

（観光振興課）

商品が毎年入れ替わる旅行会社が造成する商品については、例えば発地がどこであるとか、利用されるお客さんがどういった年代であるとか、そういったデータは旅行会社経由ですぐに、我々の方に手に入れることができますので、そういった意味でのマーケティングの分析の部分は、引き続きやっていきたいと考えております。

(赤石委員長)

他は何かございますか。

(能本委員)

せっかくだったら、その活動指標のところを、数値が取れるのであれば、実際に利用した方の人数とかにして、この目的が例えば滞在日数を増やすとかそういうことであれば、成果指標を客当たりの宿泊数のような、難しいですけども、そういう方がより事業の中身とその指標というのが合っているのかなと。

なかなか指標が取りにくい部分であるので、ご無理のない範囲でということではあるのですが、ただ、事業の対象となった旅行数というよりは実際に使った方の人数とかっていう方を入れた方が、よりわかりやすかったかなと思います。以上です。

(観光振興課)

確かに今設定しております成果指標が、先ほど申し上げた通りこの事業だけの成果による数字ではなく、全体のビジネスとかも含めた数字というようなことになってございますので、ちょっとどこまで捕捉できるかっていうところはあるのですが、よりこの事業の成果に近づくような成果指標の設定について少し検討したいと思います。ありがとうございます。

(赤石委員長)

他に何かございますか。

(内田副委員長)

その1 旅行消費に対していくらみたいな助成の仕方？ 1人当たり？ どのような感じで？ 要は、旅行商品数は書いてあるのですが、その旅行商品によって助成する額が違うのか。人によって違うのか。

(観光振興課)

先ほど例示いたしました対馬であれば、例えば1万4000円というふうにご紹介いたしました。これが路線ごとに助成する金額が変わって参りますので、例えば、それぞれの商品ごとに、助成の金額がいくらですよ、というのがまずございます。

その商品を何名の方が購入されたかというようなところで、旅行会社の方からその実績も含めて、申請が上がってきて、そこに応じて支援をするというようなスタイルをとっております。

(内田副委員長)

旅行商品数によって全部横並びではないということですね。

(観光振興課)

そうですね。旅行商品によって支援金額が変わってきます。

(内田副委員長)

やっぱりなんかこの旅行商品数でひとくりにするのは、何となく、見えにくいのかなというのがありますね。

(観光振興課)

この事業を始めて今、5年目ぐらいなんですけれども、やっぱり全国の旅行会社の方々に、まずは島に向けた商品を作っていただくというところに、少し力を入れたというところございまして、そういった経過もあって、旅行商品数を指標にしていたというところもあったかと思しますので、事業実施した後、時間が経過していますので、現状に合った見直しも考えたいと思います。ありがとうございます。

(赤石委員長)

その評価指標のところに関しては、何が適切かということ、財政課ともご相談いただきながら、ご検討いただければと思います。次に「しま旅グレードアップ事業費」について、何かご意見ございますか。

(齊藤委員)

先ほど委員からお話がありましたが、5年もたつて社会も環境も変わってきていて、その中でコロナ禍ということもあって、私たちの行動とか消費のスタイルとかいうのも変わってきたと思いますので、今後は滞在日数を伸ばすとか、滞在中の消費をより増やすとか、リピーターを作るとか、目標とか、来てもらうだけじゃなくて、何か次のステップがあるのかなと。

なので、こういったグレードアップ事業とかと組み合わせながら、より良い形になっていくといいなと思いました。でないと、助成して5年も経っていると、私たちの価格に対する感覚っていうのも、割引後の価格に対して、どれだけの便益が受けられるのかのようなところで、変わってくるのかなと。

そこで落ちてしまうと、今度この助成事業がなくなった時というのが全く落ち込むとか、またいい形になりにくいのかな、というところがありますので、そういったところも含めて、成果指標とかも、ご検討いただければと思います。以上でございます。

(赤石委員長)

おそらく事業に関しては、交付金ありきの事業になっているので、ずっと続けばいいですが、この交付金が切れたときに、果たしてここら辺の事業というのはどうなるのか。



そのところで、知事も意識されている自走というものを、そうしたことを視野に入れた、何かこう仕組みというようなことを、入れてあるのかですね。

2番目のグレードアップで富裕者層云々というのは、おそらくトランスフォームトラベルを意識して、こういうことを書いておられるのだろうと。スティーブジョブズとか、インドのきたない村、お寺に行ったことでそこに、要するに富裕層が押しかけてきて自分の意識を変えていくっていうようなところで、何週間も滞在する、おそらくそういうことをイメージしながら、書いておられるんだらうというふうに思うのですが、こちら辺に見ると何か釣り事業がどうのこうのとか、それとあんまりそぐわないような事業が入っていて、活動指標の中に、こういうのが入ってきて本当にいいのか、単純にウエディングして、それで終わりっていうのは、本当にグレードアップ事業っていうふうにいえるのかなと。

ただ、そのところの事業名、その中身の精査っていうものは、やっぱり何でも放り込めばいいですよっていうのではなくて、トランスフォーマティブなものを島旅で作るのであれば、それに見合った事業内容というのをしっかり作っていくべきだというふうに思います。

そうしないとおそらく、交付金とか万が一、切れることはないと思うんですけど、万が一切れたときに、元の木阿弥になってしまいますよっていうことで、そういう意識っていうのがもう少し入ってもいいというふうに考えるんですけど、その点いかがでしょうか。

#### (観光振興課)

おっしゃる通りございまして、キャンペーン慣れといいましようか、そういった側面というのはもう徐々に出てきているところがあって、というのが、島に限らず、今まさにそのコロナ対策の先ほど少しご紹介したブロック割のキャンペーンをやっているのですけれども、これも一応、今年度までというようなことで、基本的には今のところ予定をされております。

この割引がなくなったときに、お客さんがどうなるんだっていうようなところもございまして、我々としては、今のうちに、せっかくおいでいただいたお客様に、しっかりおもてなしをし、また、県内の魅力もお伝えをし、キャンペーンがなくなった後も、リピーターとして帰ってきていただくような、そういった取り組みが重要だというふうに考えているところございまして、宿でのおもてなしであったり、そういったものも重要なんですが、やっぱり観光地の魅力の磨き上げと申しますか、どちらかというとな長崎は今まで有名な観光地を1回見て終わりというお客さんが多かったので、やっぱりそこを何度も足を運んでいただけるような、そんなに有名どころじゃなくても、そういったところをしっかりと磨き上げていく、発信していくというような取り組みに力を入れているというところがございます。

これはおそらく離島についても同じことになりますので、今委員がおっしゃったようなところを、しっかり取り組みを進めていきたいと思っております。

ただ一部ですね、確かに富裕層向け云々というところはあるんですが、すべての事業が、そういった富裕層対策というようなところでやっているものでもなく、どちらかというとな観光コンテンツそのものが、まだまだそろってない地域というのがありますので、そういったところについては、釣り体験も含めそういったものでしっかりまはるは充実させていくと。

その先で、先ほどおっしゃったような、より富裕層に訴求できるような、そういった取り組みといったところにも、取り組んでいくというようなことを展開していきたいという考えでございますが、正直申し上げますと、各市町と、実施主体は市町でございまして、その意識がまだこの段階まできていないということもございまして、今後も市町と意見交換しながら、そういった富裕層対策、特に国内のお客さんも、今のような円安傾向が続くとなかなか海外に出られないということで、離島の魅力っていうのは、よりクローズアップされていくんじゃないかというようなお話もございまして、我々としても、やっぱりその離島のポテンシャル、資質をいかに生かしていくかということに、しっかり取り組んでいきたいと考えております。

(赤石委員長)

その時にストーリーの掘り起こしというのをもう少し真剣にやらないと、あんまり目先のところにすぐ飛びつくのではなく、そのところを地道にやられるような事業というものも、もう少し考えないといけないと思います。

## 審議事業群Ⅱ（高校教育課）\_各事業説明

(赤石委員長)

それでは、続きまして「高校生の離島留学推進事業」について高校教育課からご説明をお願いします。

### 9 高校生の離島留学推進事業

高校教育課から、「高校生の離島留学推進事業」について概要説明いたします。

資料は、お手元の事業群評価調書 7 ページ及び 10 ページと、補足説明資料 39 ページも併せてご覧ください。

まず、事業群の取組との関連ですが、本事業は、事業群の取組項目の「ii) しまの魅力を活かした交流人口等の拡大」の部分に寄与するために実施する事業となっております。

補足説明資料でご説明申し上げます。39 ページをご覧ください。

本事業の目的でございますが、この事業は、しまの豊かな自然や文化の中で学習の場を提供し、中国語や韓国語、スポーツなど、特色ある教育活動を行うことで、学校・地域の活性化に資することを目的としておりまして、平成 15 年度にスタートし、現在は 5 校の県立高校で実施をしております。

令和 3 年度の実施状況ですが、ホームステイ費用の補助金の交付や、県外からの留学生の帰省費補助、そして留学生の生活支援を行う専任職員を配置するなど、様々な支援や援助を行っております。

また、広報活動につきましては、コロナ禍による制約は受けましたが、オンラインでの説明会を実施するなど可能な限りの広報活動に努めているところでございます。

事業の成果としましては、昨年度より総数は減少いたしましたが、口コミも含めた離島留学制度の全国的な段階的浸透もございまして、県外からの入学者数は過去最高の40名となるなど70名の入学者数となりました。

また、卒業後の進路につきましても、習得した言語を生かして、県内のホテルに就職したり、韓国や中国の大学に進学する生徒もおりまして、多くの卒業生が離島留学のコースで学んだ専門性を生かした進路を実現しているところです。令和4年度につきましては、今年度から新たに、地域づくり推進課等とも連携して「Uターン促進キャンペーン」で説明会を実施することとしております。

また、高齢化等のため課題となっている里親の確保についても、各学校や市町と協力しながら里親の新規拡大に努めているところです。

令和5年度に向けた本事業の見直しの方向性につきましては、事業構築の視点として特に視点②に着目し、すべての実施校において安定した生徒募集が可能になるような体制づくりや里親数の維持・開拓等を進める必要があることから「改善」と評価しております。

ここで、離島留学の概要をまとめた短い動画を準備しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

~~~~動画を流す~~~~

ご覧いただいたように各実施校それぞれで特色を活かした教育活動を行っております。

今後とも各学校及び地域の活性化に繋がるよう、事業をより一層推進していきたいと考えております。以上で説明を終わります。

## 質疑応答（審議事業Ⅱ（高校教育課））

（赤石委員長）

それでは今説明があった、一つの事業、「高校生の離島留学推進事業」について、質疑応答に入りたいと思います。それでは何か、それぞれ委員の方からご質問等々ございますか。

（齊藤委員）

令和3年度は70名の留学者数というところでしたが、実施している高校の5校ということで、それぞれの入学者数というのは、大体5で割ったぐらいの数なのでしょうか。それともある程度多いところと少ないところがあるのでしょうか。

（高校教育課）

はい。今、入学者数のお尋ねをいただきました。全体では70名、或いは80名の入学者となっております、5校で実施しているこの離島留学制度ですが、定員を40名設けております対馬高校ですとか、或いは、10名にしております奈留高校もございまして。あと残りの3校については20名程度ということで、それぞれ学校に応じて入学者の定員を個別に定めているところでございます。

(齊藤委員)

定員に対する割合は同じくらいでしょうか。

(高校教育課)

そうですね。それぞれの学校で、若干凹凸はございますけれども、大体同じような割合の生徒が入学しております。

(齊藤委員)

ありがとうございます。

(赤石委員長)

そのほか何かございますか。これって、もう少し制約が取れたら、もっとこういう違う形の留学制度も展開できるのではないかなど、そういうふうなことがありますか。

コロナ禍でオンラインが、急激に発達しましたよね。だからオンラインと対面というのを考えたときに、もっと新しい離島留学制度っていうのは、実は考えられるのではないかと。そういうことっていうのは、考えられますか。それとも制度的な制約があって、そこところは難しい、これが外れたらもっと展開できるのに、そういうふうなことはございますか。

(高校教育課)

委員長が今おっしゃっていただきましたように、離島留学の実施校におきましては、遠隔教育を積極的に活用しております。例えば、外部の教育力を活用するといったところで、様々な専門家とオンラインでつないで、高度なレベルの高い教育を受ける、そういったことの実証実験にも早い段階で着手して参りました。そういった意味では、遠隔教育をやっていく土壌というはできているのですが、基本的にこの実施校5校は、対面型の教育を行う通常の高等学校でございまして、いわゆる通信制高校との認定を受けてない学校でございますので、遠隔教育を取り入れていくことはできるんですが、いわゆる通信制高校のような教育の内容展開といったのは、少し制約がかかろうかと思いますが、いろんな可能性があらうかと思っておりますので、今後検討して参りたいと思います。

(赤石委員長)

大学もそうですけれども、オンライン教育の中身次第では、大学も60単位と決まっているのですが、その内容を、積極的にそこに組込ませると、60単位の上限を撤廃するっていうような動きが文科省と、今しているところなので、おそらく何か新たな展開が出てきたときに、こうした実施校の中でもっと充実したプログラムができないかっていうのを、検討していくということが必要かなと。

今制約があるから、これ以上はできない。ただ、この制約が取り除かれるとこういうものができるのだというのも、ご検討していただくとありがたいなと思います。

(高校教育課)

ご意見ありがとうございます。現在配信センターのようなものを教育センターの中に設けて、そこから離島へ、離島留学校の実施校だけではなく、いろんなところに事業を配信するというような計画もごさいますので、今おっしゃられたような視点も踏まえて、より良い離島の教育環境の整備に努めて参ります。

(赤石委員長)

大学とも協力していきながらやっていただけると、もっと充実したものができるとかなと思いますので、よろしくお願いします。

(内田副委員長)

質問ですが、活動指標のところ、他県教育委員会への訪問回数 + 説明会と書いてあり、24回、33回というのが挙がっているのですが、説明会っていうのはどこで、どんな方を対象に説明会をされているのでしょうか。

(高校教育課)

いろんな説明会がございます。この回数の中、活動指標の目標 105 回としますのは、その中には、高校教育課の中にコーディネーターを設置しておりまして、東京、関東も含めて、日本各地、市教育委員会を訪問して説明をしに行ったりとか、或いは、我々が直接、東京・大阪・名古屋の会場で説明会を開いて、生徒・保護者に説明会をするとか、そういった様々な説明会を含んだ数になっているという状況でございます。

(内田副委員長)

直接保護者とか生徒さんにも説明する機会があるということですね。

先ほど委員長のご意見を受けてなんですが、本当に今、例えば不登校の問題であるとか、いろんな子供たちがいろんな選択をできるあり方があったらいいなと思っています。

そんな中でその島での、離島留学っていうのは、非常に魅力のある、また影響のある選択肢の一つになろうかと思います。

なかなか通信制の枠組みがあるので、オンラインとか、いろんな取組が制限されているところがあるとは思いますが、これは例えばそういう枠組みがとれていけば、本当に幅広い、もっともっと生徒さんと呼べるような、ある意味商品になっていくのかなと思うので、ぜひ、その方向でも検討されていくといいかなと思います。長崎の魅力が伝わっていくと思います。

## 質疑応答（審議事業Ⅱ（事業群全体））

（赤石委員長）

最後に、この事業群全体に関して、皆さんから何かございますか。

「地域の特徴や資源を活かし、夢や希望の持てるまちを創る」という中での「しまの資源を生かした地域活性化」という事業群の全体を通してご意見をお願いします。

（内田副委員長）

Wi-Fi の環境であるとか、例えば移住をするにしても、留学するにしても本当に今通信の環境というのは非常に重要だと思うのですが、離島のそこら辺の整備のされ方ってというのはどうですか。

（地域づくり推進課）

通信環境でございますが、光ファイバーは 100% 近く整備されております。一方、5G につきましては、離島地域ではごく一部の地域に限定されております。そういうことを踏まえまして、政府施策要望でも、国の方に整備に対する支援を求めておりまして、私どもも課題だと考えております。

（内田副委員長）

繋がらないところはないのでしょうか？

（地域づくり推進課）

携帯電話会社によっても違いますが、携帯電話が繋がらないというところは、ございます。

（内田副委員長）

やっぱりあるんですね。Wi-Fi の環境も整っていないところがあるんですね。

（地域づくり推進課）

あります。

（内田副委員長）

その整備は必須ですよ。旅行者呼ぶにしても、留学生呼ぶにしても本当に必須の事項になってきたのかなと。それこそインフラの一つなのかなと思います。

（地域振興部次長）

副委員長言われたように、特にワーケーションとかですね、そういう部分で、どういう形で長崎に多くの人に来ていただけるかという観点もございますので、そういうものの整備含めて、どういう形で環境の整備を図っていくかっていうのは、一つの大きな課題だと思っています。県だけというよりは地元の市町とか、民間の

事業者の皆さんとも一緒になってというところかなと思っていますので、そういうもの含めて進めて参りたいと思っております。

(赤石委員長)

よろしいでしょうか。

(齊藤委員)

離島は今、水道料金の高さとか、そういうところでも話題になったりとかして、やっぱりなかなか暮らすには先ほどの買い物難民の話もありますし、難しいところが出てきているっていうところも事実かと思います。

ただ、やっぱり魅力もたくさんあって、そこでも行政がどこまでやるのか、住んでいる人が住んでいる責任と、うちちょっと語弊があるかもしれませんが、どこまで自分たちでやっていくのか、すごく難しいところに今来ているのかなと思いますが、その中でもやっぱり限りある資源の中で、やっていくしかないということもあろうかかと思しますので、そこにある力を阻害しないような、っていうところは十分そういうところ、これまでもやってきてらっしゃるとは思いますが、やっぱりそういうところが重要なのかな、より今重要じゃないのかなというふうに、皆様のお話をお伺いして感じたところですので、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

(中込委員)

離島は本当に高齢化がすごいので、病院もないとか、そういった不便なところで皆さん住まわれているので、そこで生活していくには、やっぱり大きな力を借りないと無理なのだろうなと。ぜひ若者が集まるような施策、抽象的ですけども、進めていただけたらなと思います。

(赤石委員長)

ありがとうございます。それではちょっと時間も押しているので、このあたりで、その事業群に関する、本日の審議は終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

(赤石委員長)

ここで、15分まで休憩を入れたいと思います。よろしく願いします。

## 審議事業群Ⅲ（スポーツ振興課）\_事業群説明

### 基本戦略 3-2 地域の特徴や資源を活かし、夢や希望の持てるまちを創る

#### 施策（5） 特色ある文化資源・スポーツによる地域活性化

#### 事業群 ③ スポーツによる地域活性化

(事務局)

それでは、次にご審議いただく施策の説明をいたします。

総合計画の資料の10ページをご覧ください。

これからご審議いただく事業群が含まれる施策5については、休憩前にご審議いただいた施策4「しまや半島など地域活性化の推進」と同じ基本戦略になりますので、基本戦略の説明は省略させていただきます。

では、施策5「特色ある文化資源・スポーツによる地域活性化」について説明します。こちらは、めざす姿にあるとおり、本県の特色ある歴史や文化芸術による地域活性化やスポーツによる地域のにぎわいづくりが行われているという姿を目指し、成果指標としましては、令和7年度までに、「文化芸術イベント等に参加した県民の割合」を50%に、「スポーツコンベンションへの参加者数」を18.0万人とする目標を掲げております。

その実現に向けて、施策の下にある4つの事業群のうち、今回は、11ページの③スポーツによる地域活性化についてご審議をお願いいたします。

それでは、所管するスポーツ振興課から事業群の概要説明をお願いします。

(スポーツ振興課)

事業群「スポーツによる地域活性化」についてご説明をいたします。

資料につきましては、事業群評価調書の11ページ、及び補足説明資料の43ページを使わせていただきます。まず補足説明資料の43ページをご覧ください。

本県のスポーツ振興施策を総合的、体系的に推進するために、長崎県総合計画の個別計画といたしまして、令和3年3月に「長崎県スポーツビジョン」を策定しております。期間は、令和3年度から7年度までの5か年計画でございます。

ビジョンでは4つの基本方針を定めておりまして、今回、評価対象となっております事業群と構成事業は、基本方針の「基本方針1：生涯スポーツの推進」及び「基本方針4：スポーツを通じた地域の活性化」に関連した施策をお示しいたしております。

それでは、事業群評価調書の11ページをご覧ください。本事業群の概要は、評価調書「1. 計画等概要」に記載のとおりです。

事業群を代表する指標として、「スポーツ合宿参加者数」を設定し、最終年度である令和7年度には、7,777人を目指すという目標を掲げ、大別して6点の取組項目のもと、7つの事務事業を実施しております。

それでは、11ページの資料右上に記載されております、本事業群の各取組項目についてご説明いたします。まず、取組項目1につきましては、本県のプロスポーツチームでございます、V・ファーレン長崎と長崎ヴェルカを活用した地域活性化の推進と、両チームのホームゲーム観客数の増加を図るための支援を行っております。

次に取組項目2につきましては、両チームの本拠地となるスタジアムシティと連携した地域の賑わいづくりを促進するため、官民での協議を進めております。



次に取組項目 3 及び 6 につきまして、スポーツツーリズムの推進による交流人口の拡大を目的とし、地元自治体と連携しながら、スポーツ合宿誘致や、サイクルツーリズムなどコロナ禍において近年注目を集めているアウトドアスポーツを活用した取組を進めております。

次に取組項目 4 につきまして、共生社会の実現に向け、ノーマライゼーションの理念のもと、障害者スポーツを振興し、障害のある方のスポーツ活動の日常化と競技力向上を図るとともに、より積極的な社会参加と生活の質の向上を目指しまして、県内の障害者スポーツの普及のための支援を行っております。

最後に取組項目 5 につきまして、東京オリパラの事前キャンプ受け入れにより蓄積されたノウハウを活かしまして、海外への誘致活動に取り組んでいるところでございます。

以上、6 点の取組項目を進めるための具体的な事務事業は、同じく 1 1 ページの中ほどから記載しております「2. 令和 3 年度取組実績」のとおりでございます。事業内容については後ほどご説明申し上げます。

続きまして、事業群評価調書 1 3 ページをご覧ください。「3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性」についてご説明いたします。

6 点の取組項目ごとに、事業群に対する個々の事業の貢献度等を分析し、実績・課題を検証しております。

まず、「i. プロスポーツクラブと連携した地域活性化の推進」については、両プロスポーツクラブの活動がさらに活性化するよう、クラブの体制強化が必要であると認識しており、引き続き支援内容についても検討していきたいと考えております。

14 ページをご覧ください。「ii. 長崎スタジアムシティプロジェクトと連携した地域活性化につながる各種スポーツイベント等の誘致協力」については、今後ジャパネットホールディングスが行うスタジアムシティへの各種スポーツイベント等の誘致について、県としても活動の助力となるよう、県スポーツコミッションと共同での誘致活動を提案するなど、令和 5 年度以降の活動に向けた調整を行っていききたいと考えております。

次に、「iii. スポーツ施設や恵まれた自然環境を活用し、地域が主体となったスポーツ合宿・大会の誘致促進」については、新型コロナウイルス感染症の拡大や、決定していた多くの大会・合宿等が延期、中止になった影響を受けて、誘致件数が伸び悩んだことから、コロナ禍においても実施可能なボート競技などのアウトドアスポーツも視野に入れながら誘致活動を行ってまいりたいと考えております。

次に「iv. 障害者のスポーツ活動等による社会参加の推進」については、スポーツレクレーション教室の開催や、パラリンピックメダリストを招待したイベントを行うことでパラリンピックの機運を活かしていこうと考えております。

次に「v. 国内及び近隣諸国で開催される国際大会に向けた海外チームキャンプ誘致の推進」については、コロナ禍において海外からの入国制限が厳戒であったこともあり、海外チームキャンプは実施でき

ませんでした。東京オリパラの事前キャンプ受け入れで培ったノウハウを活かし、事前キャンプに来た海外チームとの連絡を継続するなど、アフターコロナを見据えた国際交流を図っていかうと考えております。

最後に「vi. スポーツを通じた国際交流の推進や、観光・物産を含めた本県の情報発信」でございます。ボート競技の合宿誘致については、本明川の知名度を上げていく必要があることから、各種PRを強化していくとともに、海外チームの受け入れ体制整備についても模索してまいります。

また、サイクルツーリズムについては、地域の受け入れ環境整備が必要であると認識しており、住民向けのサイクル体験会を実施するとともに、観光や物産を含め、県の魅力を幅広く情報発信してまいります。

以上を踏まえまして、15ページの「4. 令和4年度見直し内容及び令和5年度実施に向けた方向性」に記載しておりますとおり、個別事業の具体的な見直しを検討しておりますが、後ほど順にご説明させていただきます。以上で、事業群に関する説明を終わります。

## 審議事業群Ⅲ（スポーツ振興課）\_各事業説明

（事務局）

続きまして、事業群を構成します事務事業について説明をさせていただきます。当該事業群も二つの部局で構成されておりますので、部単位で説明、質疑応答を繰り返させていただいて、最後に事業群全体の質疑応答の時間をとらせていただきたいと思います。それでは、プロスポーツクラブを活用した地域活性化推進事業から、海外チームキャンプ誘致推進事業までの6つの事務事業について、スポーツ振興課から説明をお願いいたします。

### 1 プロスポーツクラブを活用した地域活性化推進事業

（スポーツ振興課）

はい。それでは個別事業について順次ご説明をいたします。

資料はお手元の事業群評価調書11ページ及び補足説明資料の45ページを併せてご覧ください。

まず、「プロスポーツクラブを活用した地域活性化推進事業」についてご説明いたします。

この事業は、プロサッカー・J1リーグ復帰を目指し、現在J2リーグにて昇格争いをしている本県初のプロスポーツクラブの「V・ファーレン長崎」と、昨年、プロバスケットボール・B3リーグに参入し、圧倒的な強さでB2リーグ昇格を決めました「長崎ヴェルカ」、両プロスポーツクラブを活用した地域活性化事業でございます。

両クラブの活躍は、県民に大きな夢や感動を与え、県民の一体感や郷土愛を育み、また、上位ステージで活躍するほど全国メディア等での露出や熱心なアウェイサポーターの来訪など、交流人口の拡大等に大きく寄与することから、県としても、県内自治体と連携し、積極的にクラブの活動の応援、後押しを行っていく必要があると考えております。

令和3年度の実施状況及びその成果でございますが、両クラブのホームゲームにおける観客数増を図るために、県民応援フェアを開催し、また、V・ファーレン長崎に対しましては、試合会場である県立総合運動公園陸上競技場の使用料減免を実施するとともに、県内全自治体で構成する自治体連携会議を開催し、集客支援や自治体とクラブの連携に関する協議を行っております。さらに、京都サンガ戦、東京ヴェルディ戦、ジュビロ磐田戦のアウェイゲーム3試合を訪れまして、ホームゲームへの誘致活動を行いました。

県民応援フェアを実施したホームゲームにおきましては、V・ファーレン長崎、長崎ヴェルカとも、シーズン平均を上回る観客動員となりまして、一定の効果は出ているものと考えております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、V・ファーレン長崎のホームゲーム1試合平均観客人数は、達成率が61%と、入場者制限の影響もありまして、誘客に苦戦しているという状況でございますので、観客動員数増に向けて、更なる取組が必要だと考えております。

そこで、令和4年度についてですが、事業群評価調書15ページをご覧ください。V・ファーレン長崎につきましては、普段あまりスタジアムに足を運べない離島の子供たちを対象に、離島の自治体と連携し、スタジアム体験ツアーを実施し、広く県内でクラブを応援する機運醸成を図り、観客動員数増につなげたいと考えております。

そして、令和5年度に向けた本事業の見直しの方向性につきましては、県民応援フェアの更なる来場者増に向けて、県内市町等と自治体連携会議において内容充実策を検討することと、両クラブの社会貢献活動がより活発となり、更に愛されるクラブとなるよう、ふるさと納税を活用した支援を検討することから、「改善」と評価しております。

## **2 プロスポーツでふるさと元気アップ事業**

続きまして、「プロスポーツでふるさと元気アップ事業」でございます。

資料は、事業群評価調書12ページと、補足説明資料47ページを併せてご覧ください。

この事業は、今年の6月定例会において補正予算が成立しました新規事業でございますが、先ほどご説明しました「プロスポーツクラブを活用した地域活性化推進事業」と同様に、V・ファーレン長崎を活用した地域活性化事業でございます。

事業内容としては2つありまして、1つ目は、スタジアムまで足を運びにくい遠方地域でパブリックビューイングを実施することで、プロスポーツの魅力を感じていただき、ホームゲームへの誘客を促進するというものです。

2つ目は、V・ファーレン長崎のホームゲームの観戦に県外から来訪したアウェイ客に県内をバスで観光していただきまして、試合観戦だけでなく、長崎県の魅力を知ってもらうことで、リピーターとしての来訪につなげ、参加された方からSNS等で情報を拡散してもらうことで、本県の魅力を発信していこうというものです。

事業群評価調書15ページをご覧ください。

令和5年度に向けた本事業の見直しの方向性については、新規事業でございますので、まずは事業を実施させていただきまして、その後、両取組とも、県内の市町や2つのプロスポーツクラブなども入った「自治体連携会議」において、課題等共有の上、効果を検証しながら、改善策等について検討してまいりたいと考えております。

なお、もう一方のプロスポーツクラブ、長崎ヴェルカについてですが、今後上位のリーグへ進出していくにつれて、アウェイ客が増加していくことが予想されることから、新しい本拠地となる長崎スタジアムシティの完成も見据えながら、アウェイ客誘致や県内周遊対策等に取り組む必要があると認識しております。

そのため、昨年度まで開催してきた「V・ファーレン長崎自治体連携会議」を今年度からは、長崎ヴェルカを含めた会議体とするなど、ホームタウンである長崎市や県内市町と一体となって、必要な施策を検討してまいりたいと考えていることから、「改善」と評価しております。

### **3 スポーツによる賑わいづくり推進事業**

次に、「スポーツによる賑わいづくり推進事業」でございます。

資料は、事業群評価調書12ページと、補足説明資料49ページ、及び50ページを併せてご覧ください。

この事業は、国内外からのスポーツ合宿・大会誘致などのスポーツツーリズム推進による交流人口の拡大や、それから、若者文化の象徴であるアーバンスポーツを活用した地域活性化を図ることを目的としております。

合宿誘致につきましては、受け入れによる地域活性化への効果を高めるため、知名度のあるチームや地元との交流に繋がるようなスポーツチームをターゲットといたしまして、取り組む必要があると考えております。

また、東京オリンピックで盛り上がりを見せたスケートボードなどのアーバンスポーツは、特に若者を中心に人気を集めていることから、体験会を実施するなど、子供たちが遊び感覚で気軽にスポーツに親しめる機会の創出に向けた取組を行っております。

令和3年度の実施状況及びその成果でございますが、スポーツ合宿につきましては、コロナ禍ではありましたが、感染状況が落ち着いている時期への延期や、感染拡大防止策として事前にPCR検査を実施していただいたうえで、来県していただくなどの対応を行いながら、予定されていた19件のうち13件の合宿を受け入れております。

海外チームの事前キャンプ誘致につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、空港での検疫が厳しかったことから、令和3年度の誘致は叶いませんでしたが、スペインやスイスを直接訪問し誘致活動を行いまして、今後の海外チームとの交流につなげることができました。

また、アーバンスポーツにつきましては、小学生を対象としたスケートボードの講習会を実施し、参加者や保護者の方から好評をいただくなど、新たなスポーツを楽しむ機会の創出に寄与できたものと考えております。

令和4年度につきましては、これまでの取組に加え、関東方面での新規の合宿誘致活動や、新たな国際交流の取組として、インバウンドを対象とした武道のモニターツアーの実施を予定しております。

事業群評価調書15ページをご覧ください。令和5年度に向けた本事業の見直しの方向性につきましては、十分な感染防止対策を講じたうえで、引き続き合宿・大会誘致や国際交流を実施するとともに、ボート競技などコロナ禍でも実施可能なアウトドアスポーツを視野に入れた誘致活動を行うことから、「改善」と評価しております。

#### **4 アウトドアスポーツ推進事業**

次に、「アウトドアスポーツ推進事業」でございます。

資料は、事業群評価調書12ページと補足説明資料51ページを併せてご覧ください。

この事業は、ボートやサイクリングなどのアウトドアスポーツを活用し、国内外から多くの人に長崎県を訪れていただくことにより、地域の賑わい創出を図ることを目的としております。

特に、諫早市の本明川ボート練習場は、直線で5,000メートルを超える長さがございまして、年間を通して風や波の影響を受けにくい自然環境であることから、ボート競技の練習場として全国的に高い評価を得ております。

また、サイクルツーリズムに関しましては、南島原市が独自の自転車活用推進計画を策定いたしまして、島原鉄道の廃線跡地に自転車・歩行者専用道路の整備に取り組みされたことから、今では島原半島全体での取り組みが進められております。サイクリストからは、島原半島一周は難易度が低く、100km程度で適度な距離であることや、自然が豊かであり、適度な間隔で観光地や宿泊施設があることなどから、サイクルツーリズムを推進するうえで優位であるとのこと意見をいただいております。

令和3年度の実施状況及びその成果でございますが、ボート競技につきましては、本明川の知名度向上のため、PRパンフレットの作成や、諫早市が作成いたしましたPR動画の制作に協力したほか、早稲田大学、慶應義塾大学、パラ日本代表候補チームの合宿実施、それから水上スポーツイベントの開催支援等によりまして、本明川地域の活用とPRを図ることができたものと考えております。

また、サイクルツーリズムについては、県広報誌や関係団体のホームページにおきまして、サイクル特集を掲載し、県内サイクルイベントのほか、観光スポット・グルメなどの魅力と併せ、県内各地域のルート等について情報を発信しております。

島原半島のサイクリストの受け入れ環境整備につきましては、地元自治体等と協議を行い、令和4年度からは、島原半島観光連盟を事業実施主体として、県・島原半島3市と連携しながら取り組んでいくこととしております。

そのほか、地元の民間事業者や観光協会職員等を対象としたモニターツアー等を実施し、地域の魅力等の再確認や自転車走行時の課題を共有することで、サイクルツーリズム推進に向けた意識醸成を図ることができたものと考えております。

なお、この事業につきましては、令和3年度に事業を終了し、ポート関係につきましては、既存事業の「スポーツによる賑わいづくり推進事業」へ統合し、サイクリング関係につきましては、令和4年度に「サイクルツーリズム推進事業」として新たに事業を立ち上げております。

## **5 サイクルツーリズム推進事業**

次に、「サイクルツーリズム推進事業」でございます。

資料は、事業群評価調書12ページと補足説明資料53ページから55ページを併せてご覧ください。

この事業は、令和4年度の新規事業でございまして、島原半島におけるサイクリスト受け入れ環境整備の取組支援、それから、その他の地域におけるサイクリング推進に向けた機運醸成、並びに九州各県との連携によるサイクルツーリズムの推進を目的とした事業でございます。

令和4年度につきましては、島原半島におけるサイクリスト受け入れ環境整備として、半島3市と連携しまして、実施主体である島原半島観光連盟に対し財政的支援や助言を行うとともに、大村湾南部地域における受け入れ環境整備に向けた取り組みとして、有識者との意見交換や機運醸成セミナーを実施するほか、推進体制の構築に向けた地元自治体等との協議を予定しております。

さらに、九州各県との連携といたしましては、島原半島と天草地方との連携を目指した関係者協議を実施することとしております。

事業群評価調書の15ページをご覧ください。令和5年度に向けた本事業の見直しの方向性につきましては、引き続き島原半島における取組への支援を行うとともに、その他の地域におけるサイクルツーリズムの推進を目指しまして、推進体制の構築やルートの充実、地域の機運醸成など、受け入れ環境整備に取り組んでいくことから、「改善」と評価しております。

## **6 海外チームキャンプ誘致推進事業**

続きまして、スポーツ振興課所管の事業としては最後になりますが、「海外チームキャンプ誘致推進事業」でございます。

資料は、事業群評価調書13ページと補足説明資料59ページを併せてご覧ください。

この事業は、ラグビーワールドカップや東京オリパラにおける海外チームキャンプの誘致活動で得ました人脈や受け入れノウハウを活かしまして、海外チームのスポーツ合宿誘致を推進していくとともに、海外で非常に人気の高い、日本の伝統的な競技である剣道や空手などを活用した武道ツーリズムによるインバウンド誘客に取り組むことで、交流人口の拡大や地域活性化を図ることを目的とした事業でございます。

令和3年度の実施状況及びその成果でございますが、佐世保市で東京オリンピックの事前キャンプを行いましたハンドボールチームの母国であるスペインを訪問しまして、今後の交流についての協議を行ったほか、併せてスイスに訪問しまして、剣道ナショナルチームの誘致を行った結果、両チームとの国際交流の実現に向けた具体的な協議が進められることとなっております。

また、来年福岡市で開催される予定の世界水泳の事前キャンプについては、長崎市で東京オリンピックの事前キャンプを行いましたポルトガル競泳チームと連絡を取り合うなど、これまでの関係を活かした誘致活動を行うとともに、武道ツーリズムにつきましては、庁内各課や市町職員等への勉強会を開催し、今後のインバウンド誘客への活用について機運醸成を図ったところでございます。

なお、この事業につきましては、令和3年度に事業を終了し、既存事業の「スポーツによる賑わいづくり推進事業」へ統合しております。

以上で、スポーツ振興課からの説明を終わります。

## 質疑応答（審議事業Ⅲ（スポーツ振興課））

（赤石委員長）

ご報告ありがとうございました。それでは、今説明がありました6つ事業について、質疑応答に入りたいと思います。今、説明がありました6つの事業について、まず「プロスポーツクラブを活用した地域活性化推進事業」について何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

（齊藤委員）

使用料の減免を行っているということですが、事業費のところには減免というのは入っているのでしょうか。指定管理者の方でその分補助をするということでしょうか。この事業費の中に含まれているという理解でよろしかったでしょうか。

（スポーツ振興課）

はい。およそ1700万程度でございまして、事業費の方に含めております。

（齊藤委員）

ここでいう一番目の事業に関しては、ほぼ減免が事業費になっているという理解でよろしいでしょうか。

（スポーツ振興課）

その理解でよろしゅうございます。

（内田委員）

私、諫早ですがV・ファーレンの試合の時には、商店街の方、それからいろんな方が、今、おもてなしをされているかと思います。まさにあれを目指して、アウェイのサポーターさんたちもいらっしゃる方も本当に多いのですね。近くで飲食店の経営をさせていただいているので、そういったお声も直にいただくことがあります。今後は長崎の方にスタジアムが移動してしまうので、非常に残念ですが、現在のところ考えたところ、あいった商店街の方々との連携ももちろん図られているとは思いますが、さらに強化をしていただくと、

本当に、根差したところでの地域活性化ができるのかなと思いますので、ぜひ諫早の市民の1人としてお願いをしたいと思っております。

(スポーツ振興課)

ありがとうございます。今、委員の方からおっしゃっていただきましたおもてなしのところは、私どもも十分内容把握しておりまして、お茶の間通り商店街ですとか、そういったところで非常に手厚いおもてなしをいただいております。

そういった方々の活動をオープンにしていくということが非常に重要なことだと考えておりますので、そういった面ではV・ファーレンのホームページでも十分紹介をさせていただいておりますし、マップを作成しておりまして、そこに活動の内容も落とし込んでおりますので、今後もそういった皆様の活動を広く周知していきたいと思っております。

(内田委員)

ただ、皆さんほとんど自腹でしているのですね。私も何回か参加をさせていただいて、杵の川さんのお酒とかもあるのですが、何らかの形で、例えばそのテントの備品関係であるとか、そういったことも、何かおもてなしの方々が、本当に第一線に立たれて、地域活性を推進されている方々だと思うので、ぜひ何かの部分で、評価なり、支援なりというのをお願いできたらなと思っております。

(スポーツ振興課)

地元の諫早市とも連携しながら、実施していきたいと考えております。

(赤石委員長)

よろしいですか。それでは、その次ですね、「プロスポーツでふるさと元気アップ事業」について何かございますか。

(齊藤委員)

令和4年度から始まったという事業ということですが、なぜ別枠に移行したのかというところが少し気になって、下の方には3年度で終わって、違うところにやりましたとかいうふうに書いてあったりして整理をしているところがあるのですが、別々でやる理由ってあるのかなと思うのですが、そこは何かあるのでしょうか。

(スポーツ振興課)

この事業に関しましては、今年度の6月の補正事業ということで、新たに打ち出しをさせていただいた事業でございまして、1番目の「プロスポーツクラブを活用した地域活性化推進事業」と合わせまして、どうしてもなかなかスタジアムにおいでになれない方、離島の子供たちですとか、離島の方々が、そういった



機会に触れることにより、今後の誘客にも繋がるだろうと考え、パブリックビューイングをすることが効果的ではなからうかという発想のもとに、今年度の途中で事業化をさせていただいたところでございます。

もう一つは、県内の方々のほか、アウェイの方々に来ていただいて、県内の魅力を知っていただくことも、非常に今後重要になってくるのではないかと考えており、各市町と連携会議を開いておりますので、そういったアイデアをいただいたというところで、年度の途中でこういった補正をさせていただいたところでございます。

(齊藤委員)

いろんな理由で、別に事業を立てていると思いますが、整理した方が多分わかりやすくいいのかなというところは思っていて、成果指標も、観客人数でやるならば、1番の事業で合わせてやっちゃってもいいのかなというところは、ちょっとあったところですよ。

(スポーツ振興課)

この事業の成果等を検証いたしまして、委員がおっしゃった通りの整理を検討していきたいと思っております。

(赤石委員長)

このパブリックビューイングがホームゲーム誘客に繋がるっていう、こうしたことっていうのは何か他県とか、他の取組とかでの、エビデンスみたいなものがあるって、それに基づいてこういう事業を補正に立ち上げたのでしょうか。

それか、そういう根拠はなくて、とりあえずやってみようというものなのか、EBPMは特に注視されるので、そういうエビデンスに基づいた政策っていうものをやっぱりしっかりと作っていかなくちゃいけないということから考えると、そのあたりのしっかりとしたエビデンスを何か持っておられて、この事業をやられたのかっていうのをちょっとお聞かせいただければ。

(スポーツ振興課)

はい。委員が今おっしゃいましたエビデンスまではまだ把握ができてないところでございますけれども、まずは、通常なかなかスタジアムにどうしても来れない子供たちなどを含めまして、生のスポーツを見てもらう取組がまずは、一つの効果があると推測しております。そういった意味を含めまして、まずはプロスポーツを見てもらい愛着を持っていただいて、最終的には当然スタジアムに足を運んでいただけるような、ファンになっていただければというところで、実施をいたしております。

(赤石委員長)

それであるならば、どういう形で、そここのところの効果を図るかっていうのは、しっかり、統計課の方々とかそういうところをうまく巻き込みながら、このことが実際にどれだけ誘客に繋がったかということ、検討してい

かないと、おそらく成果主義って言われる知事が次年度から重点項目の一つとして挙げられるでしょうけども、そのところにはおそらく対応できないと思うので、そういうところをしっかりと統計課とも、連携を取りながらこういう新しい事業についてそのエビデンスがなく、とりあえずやってみようという形でやられるのであれば、そのところっていうのはやっぱり、しっかりと体制を組んでやっていくっていうのが必要だと思います。

次に「スポーツによる賑わいづくり推進事業」に関して何かございますか。

(内田委員)

本明川ですが、非常に国内稀に見る場所だと私も聞いております。諫早は今、ホテルが非常に取りにくい状況にあります。出張族の方、それから週末になると、スポーツ大会のお子さんたちで、ほぼホテルは埋まってしまって、ビジネスのお客様もキャンセル待ちの状態が続いているというのを聞いております。誘致はしたけど泊まる場所がないというふうにならないように、そこら辺の手だては何か打ってらっしゃるのでしょうか。

(スポーツ振興課)

はい。他のスポーツと同様に合宿という位置付けの方が多くございまして、そういった支援を県の関係団体である、スポーツコミッションと一緒に、アドバイスなどを行っている部分がございます。

合宿補助金等も支給をしている部分もございますけれども、その財政的な支援だけではなく、事前に密に連絡を取り合いながら、どういったオーダーがあるかというのを十分に把握した上で、例えばホテルもどいったものがいいのかとか、あとは食事が2食なのか3食なのか。あとは交通事情、どういった形で現地まで行けるのかとか、そういったところも丁寧に、スポーツコミッションの方でもご案内を差し上げておりますので、そういった意味では、ホテルが取りにくいということもございますけれども、ある程度早めに折衝いたしまして、ニーズに応じたホテルがとれるようにご案内を差し上げているところでございます。

(赤石委員長)

他にございますか。

(中込委員)

武道ツーリズムというのが、イメージがわからないのですけれども、外国の方を誘致して体験していただくということでしょうか。

(スポーツ振興課)

そうです。

(中込委員)

通訳の方がいるということでしょうか。

(スポーツ振興課)

最終的にはそうです。

(中込委員)

需要が、あるのかなという。

(スポーツ振興課)

武道ツーリズムの今後の展開といいますか、需要も含めてというところでございますね。

長崎県の特徴としましては、これまでクルーズ等で長崎港に入ってくるお客様も多くございましたけれども、どうしてもコロナの関係で少し停滞してるというところもあります。一つの武道ツーリズムという、インバウンドのお客様向けのコンテンツを事前に造成しまして、我々としてはスポーツ振興、もしくは国際交流につなげていきたいと考えているところですけども、こういったコロナ渦後の取組をしていくためには武道ツーリズムの魅力ですとか、そういったものを今の段階から少し確立していかなければいけないというようなところもございます。昨年度、スポーツツーリズムアワードの2019を、受賞された方をお呼びしまして、観光と武道、そういったところを組み合わせ、インバウンドのお客様におもてなし、武道体験ができるかというようなところ、要するに商品造成につなげていくというような部分もございましたので、そういった講話、意見交換をさせていただきました。各市町ですとか、観光の関係の団体さんに参加をしていただきまして、それぞれの地域で、どんな武道の活用ができて、どういう体験をしてもらえれば、町へ来ていただけるかということも含め、観光と武道という組み合わせをした地域活性化、そういったものが、こういった展開ができるかということをお話いただいたところでございます。

他の取り組みといたしましては、県内の外国人留学生ですとか、企業さんで雇用されてる外国人の実習生などの方々にモニターツアーを行ったことがございまして、剣道が主だったんですが、武道体験をしていただいたところでございます。こういった武道の体験は、インバウンド、外国のお客様は非常に喜ぶよね、といった意見もちょうだいしたところです。今後はそういった外国人の方々に少しでも、モニターツアーなどで体験をしていただいて、こういった商品の内容が響くのか、現時点においてはそういった取組をしているということでございます。国の方の調査でも、日本でやってみたいスポーツは何かというふうなところを聞いておりますと、やはり武道をしてみたいというようなところのお客様が多いという情報も出ておりますので、長崎県としましては、武道をフックとしました観光のツール、そういったものと合わせて、造成をしていきたいと考えているところでございます。

(中込委員)

長崎県は剣道が強いというのは、聞いたことがあるんですけど、他の武道が強いというのはあまり聞いたことがないので。

(スポーツ振興課)

佐世保市などは空手が非常に盛んだというところで、指導者の方も多くいらっしゃるというところもございます。ですので剣道のほか、空手、柔道なども防具等が剣道のように必要でないというところもあるので、気軽に取り組める武道として、展開ができればなと考えております。

(中込委員)

指標にはそういった実施回数などは入れずに会議の実施数をとりあえず入れているのでしょうか。

(スポーツ振興課)

そうですね。今は包括的にこういった数字でくらせていただいておりますけども、今後は確かにインバウンドのお客様にどれくらい響いたかといったところも必要になってくるのではなからうかと思っておりますので、委員ご指摘のような、検証もしていきたいと思っております。

(赤石委員長)

次に、アウトドアスポーツ推進事業についてご質問等ございますか。サイクルツーリズム推進事業とあわせて、ご議論していただければと思います。何かございますでしょうか。よろしいですか。

受入環境整備というのは例えば道路事業、道路整備とかそういうものも、入るのでしょうか。

(スポーツ振興課)

そうですね。我々が所属しております部が、文化観光国際部ということでございまして、受入環境の中身につきましてはハードとソフトとあるかと思うのですが、ハードの方は、土木部と連携をしながらということですが、我々の所管としておりますところでは機運醸成、そういったものが非常に必要なのかなということもありますので、体験会ですとか、懇話会そういったものをやるとともに、受け入れしていただける旅館ですとか、ショップですとか、そういったところに、例えば、少しサイクルラックを置いて、立ち寄りやすい環境を作るとか、そういったことを今考えているところでございます。

(赤石委員長)

この環境整備という成果指標というのは、何で計るのでしょうか。

(スポーツ振興課)

今、申し上げましたけども、島原半島を周遊していただくことが一つの概念としてございますので、島原半島が3市ございますけれども、先ほど申し上げた自転車ラックですとか、パンク修理の工具ですとか、のぼり旗、そういった啓発をするようなグッズも含めまして、これから設置に対しての交渉が必要になってくるというところで、そういったものを3年間で30ヶ所設置したいなと思っておりますので、年間に

しますと、約 10 件程度、そういった交渉を進めて、サイクルラック等の設置を進めていきたいというふうに、考えているところでございます。

(赤石委員長)

実際にサイクルツーリズムをやらうとされている方と話して、それが必要だということで、それを作られているのですよね。ツールド九州のようなことを、全九州的に誘致しようという、そういう動きというものあって、実際にサイクリストたちが何を求めているかというのを、しっかりと把握された上でこの環境整備 10 ヶ所というのを作られているという認識でよろしいでしょうか。のぼり旗というのはあまりピンとこなかったのですが。

(スポーツ振興課)

他県の視察等も行っているところで、そういったところも含めて参考にしたいなというところがあり、実際に今、委員がおっしゃったようなサイクリストに実際のニーズを確認したことがあるのかという話になりますと、ファミトリップということで、実際に自転車に乗っていただいて、島原半島一周ルートのある部分を実際に走っていただいて、課題を抽出して、こういったものが必要だよというお話をいただいた上で、そういったおもてなしの環境の整備が必要であろうというようなところを実際にお聞きしたというところが、この整備の元になっております。

(赤石委員長)

何ヶ所というのはあるのでしょうか？

(スポーツ振興課)

島原半島の 3 市と島原半島観光連盟さんとコラボいたしまして、今後 3 年間の事業を進めていくという計画の中で、1 年間に約 10 ヶ所程度は設置ができればという目標立てているところでございます。

(内田委員)

そこはサイクリングとして、割と人気の場所であるのでしょうか。まさらなところから仕掛けようとしているのでしょうか。サイクリングをする人が、今瀬戸内海の方では人気ですよね。島原半島もそうやって、人気の場所として脚光を浴びつつあるので、こういうふうにされようとしているのか、全くまさらなところされているのでしょうか。

(スポーツ振興課)

島原半島に関しましては、もともと国の自転車活用推進法というものがあって、この計画を国がたてており、それに基づいて島原半島でいいますと、南島原市さんがもう先に推進計画を作ったという経緯もございまして、先ほど少し説明の中で触れました自転車歩行者専用道路、そういったハードの部分の整備もすでに進んでいるというところでございます。

そういったハードの受け入れ体制も並行して行いながら、来ていただいたサイクリストの方は走ることが結構目的の方も多く、店舗にはなかなか立ち寄っていただけないといったお話も聞いておりましたので、立ち寄りやすい環境を作るというところが、まずは第一歩として必要なのかなと考えております。自転車もスタンドがついていないものが多いので、ラックに乗せてお店に入るというニーズがあるということでしたので、そういった整備からまず始めていこうということで、3市と連携しながら、事業の展開をしているところでございます。

(赤石委員長)

そのほか何かございますか。

(中込委員)

子供さんも走るようにはできるのですか。

(スポーツ振興課)

そうですね。専門のサイクリストの方だけじゃなくて、観光客の方もニーズとしてはございますので、レンタサイクルショップとかも、今現在、3市に整備がされており、島原半島内には子どもさんたちが来ても、貸し出せるようなサイクルも実際今ございますので、サイクリストの方、それからファミリー向けの自転車で少し観光を楽しむとか、そういった両にらみで展開をしていきたいなというふうに思っております。

(赤石委員長)

道路整備ってかなり大きいのですよ。子供さんもとなると、自転車専用道路をしっかりと整備していくっていうのをやっぱりきちんとやられないと、小浜の道路は、旧鉄道の跡地がございまして、そこを使うというのはありなのだと思うのですが、実際にその他の道路っていうのは、結構車道があって駐車する車もいっぱいあって、ものすごく危険なので、実際にハードな部分の整備と合わせてやっていかないと。

(スポーツ振興課)

先ほどおっしゃっていただいたようにサイクリストの方の声を、きちんと聞いてというところにはなりますけれども、実際そういうようなお話もいただいております。そういった意味では走行をする部分のブルーラインですとか、矢羽根、それから轍の整備、そういったものを安全確保のために、土木サイドも一緒になって、取り組んでいくということを考えております。

(赤石委員長)

ありがとうございます。他に何かございますか。なければ次の事業の説明をお願いします。障害者スポーツ振興費について、ご説明をいただければと思います。

## 審議事業群Ⅲ（障害福祉課）\_各事業説明

### 7 障害者スポーツ振興費

（障害福祉課）

障害福祉課から、障害者スポーツ振興費について説明させていただきます。

資料ですが、お手元の事業群評価 13 ページ、取組項目 4 として、事業番号は 6 になります。事補足説明資料については、57 ページを併せてご覧ください。補足説明資料でご説明させていただきます。

まず本事業の目的でございますが、この事業は、共生社会の実現に向け、ノーマライゼーションの理念のもと、障害者スポーツを振興し、障害のある人のスポーツ活動の日常化と競技力の向上を図るとともに、より積極的な社会参加と生活の質の向上を目的としております。

具体的な令和 3 年度の実施状況及びその成果でございますが、主に①から④に記載してまいり、4 つの事業に取り組んでいるところでございます。

まず、障害者スポーツ普及・活性化事業につきましては、障害者スポーツの指導者を登録した「障害者スポーツ人材バンク」を活用し、指導者を学校・施設等への派遣であったり、スポーツレクリエーション教室の開催に取り組み、人材バンクは 14 カ所に 24 名派遣、スポーツレクリエーション教室は 14 回開催し、513 名の参加というような実績がっております。

次に、障害者スポーツ活動等振興事業につきましては、障害者スポーツに取り組んでいる障害者個人や団体に対するスポーツ大会の参加経費やスポーツ大会開催経費の助成を行う事業になります。

3 年度は 21 団体 43 件の申請がありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして、最終的には、5 団体 5 件の実施となりました。

なお、県障害者スポーツ大会開催事業、全国障害者スポーツ大会選手団強化練習及び派遣事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いまして、いずれも大会中止となりましたが、次年度開催に向けたコロナ対策の検討や強化練習会の一部実施による競技力向上に取り組んだところでございます。

以上、この事業の成果といたしましては、コロナの影響があったところではございますが、障害者スポーツを通じて、障害者の積極的な社会参加の機会創出に寄与したと考えております。

なお、3 年度の実績を踏まえまして、4 年度は、新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、5 月に県の障害者スポーツ大会を 3 年ぶりに実施したところでございます。

令和 5 年度に向けた本事業の見直しの方向性につきましては、事業の一層の効果促進を図るため、現在行っていない県ツイッターやスポーツ庁が HP にて、ここスポを開設しておりまして、その活用を行うことで広報媒体の拡大を図っていくこととしております。

また、令和 4 年度から新たな試みとして、東京 2020 パラリンピック車椅子でご活躍された選手をお呼びいたしまして、パラスポーツの普及・振興を図ることとしており、これにつきましては、令和 5 年度も、引き続き開催することで、普及・拡大に努めていきたいということを考えておりまして、これらの取り組みも含め、事業展開を検討していることから、評価といたしましては、「改善」としているところでございます。

以上で説明を終わります。

## 質疑応答（審議事業Ⅲ（障害福祉課））

（赤石委員長）

それでは今説明があった、この事業について、質疑応答に入りたいと思います。何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

（齊藤委員）

ご説明どうもありがとうございます。今回説明いただいた中では、派遣をしたり大会の経費の補助とか、そういったことが挙げられていましたが、例えば障害者のスポーツ指導者へのもっと指導者も広げてとか、そういったところの取組ってというのはあるのでしょうか。

（障害福祉課）

はい。スポーツ人材バンクという取組を、平成 26 年の国体が長崎県であった時からこういう制度を作りまして、これは指導者も初級・中級・上級と幾つか段階がございますが、日本パラスポーツ協会が、承認した方でございます。初級は、各自治体で講習をすることによって、指導者を養成することができるようになっておまして、県の障害者スポーツ協会にお願いしておまして、そこで指導者の養成ということでさせていただいております。その中でスポーツ人材バンクに登録いただいて、学校であったり、施設に派遣しております。

（齊藤委員）

人材育成というのはそれぞれ役割分担というか、自治体の方でやっていたりするってということで、役割分担がうまくできているという理解でよろしいでしょうか。

（障害福祉課）

そうですね。あくまで初級の取組となっておりますが、それが中級、上級となってきますとまたさらにレベルが上がるというところになってきてまして、そこについてはまだ人材の育成はまだまだでございますが、まずスポーツの楽しさといいますか、社会参加というところで、なかなか障害者スポーツの人口自体が全国的に減っているところがございますので、まずそういう初級を育成することでスポーツを楽しめるような環境づくりの取り組みをさせていただいております。

（赤石委員長）

県障害者スポーツ大会っていうのは、これは 1 回ですか。スポーツ大会参加者数は 1,395 となっているのですけども、スポーツ大会っていうのは何回開催されているのでしょうか。

（障害福祉課）



毎年1回、県全体のレベルとしては5月に開催しております。

(赤石委員長)

例えば、各スポーツについてパラスポーツのような形で、引っ付いて一緒に開催するというような、そういうふうな、参加機会を拡大するってというようなことを考えてないのですか。全県的にパラスポーツという一つの大会しかないわけですよね。それぞれ、例えばバスケならバスケっていう大会があった時に、それとパラスポーツが、引っ付いてるとかそういうのはないのですか。大会数を、参加機会を増やすというような、そういう考えはないんでしょうか。

(障害福祉課)

県の障害者スポーツ大会の中では陸上競技であったり水泳であったり、アーチェリーであったりフライングディスクという大会をしております。それと別にパラスポーツの個別に団体がございまして、バレーであったりバトミントンであったり、それぞれまた各団体も取り組んでいらっしゃいますのでそこに対しての開催経費ということで、大会については県レベルでそれぞれの種目でも実施していただいております。

(赤石委員長)

あとは、障害者という読み方はあまり好きじゃないのですけども、もっと違う呼び方が、もう少しご検討いただきたいというのがあるのですけども、いわゆる健常者の方と、このパラスポーツに取り組んでいる方と一緒に交流できるような、そういう取り組みという、実際に県の方で、お互いの理解をしていくために、必要だと思うのですけども、そういうことを県の方で、これと例えば別に、そういうものがあるのでしょうか。

(障害福祉課)

共生社会の実現というのが一番の目的でございます。障害者の方々の社会参加を目的としておりまして、なかなか競技レベルで一緒にすることは難しいんですけど、各地域で運動会といいますか、そういう取り組みをされてるところがございまして、今県の障害者スポーツ協会とも、話をしてるんですけど、例えば五島とかはすでに取り組まれておりますが、健常者の方、障害者の方、一緒にその運動会っていいですか、楽しめるような場っていうのを、県内各地にも広げていくことで、働きかけを行っている。

(赤石委員長)

障害者スポーツの振興の中で、一つ、あってもいいのかなと思います。

(障害福祉課)

やはりまだまだその障害の方々に対する理解が不足しておりまして、このスポーツに限らず、文化活動にしてもそうなんですけど、できるだけそういう活動を一緒にやっていくような、取り組みっていうところで、普及をさせていきたいということで行っています。

(赤石委員長)

そういうのは、柱にあった方が、障害者のスポーツっていう形で分けてやる。そういうのをやったものが共生社会っていうものが、実現するっていうのが、目的であるのであれば、そのところがやっぱり柱としてあった方がいいのかなど。

例えば車椅子バスケットですけれども、私たちが車椅子の方と同じ体験をすることか、同じ経験をすることか、そうしたもののなかで、やっぱり理解というのは進んでいくと。長崎独自でこの障害者っていう呼び方を、例えば、違う呼び方をやっぱり考えていけば、障害者協会とかいろいろあるのかもしれないですけども、違う呼び方を考えてみるっていうのが、共生社会を目指すのだったら、そういうのもやっぱりしっかりと考えるっていうことがやっぱり、必要かなっていうふうに、決して僕は障害者の方々がそう呼ばれるのは、好ましいとは思わない。彼らもそれを、望んでいるとは決して思わない。もっと違う呼び方がきちんとできるのじゃないかと思っているのでそのところも併せて考えていただければなと思います。福祉課ですから、そういうところもやっぱりしっかりと、考えていただければというふうに思います。

(障害福祉課)

先ほどのお話でいけば、車椅子であったり、ポッチャもそうなんですけど、この事業の中で、そういう体験できるような、取り組みもさせていただいておまして、例えば警察の方とかも毎年、車椅子バスケットを体験したり、またポッチャの方も、特別支援学級じゃないところでも、そういう、楽しんでいただくような機会も設けさせていただいています。確かに名称の部分というのは、どのような名称がふさわしいのかは、また団体の方とも話をして、何かそういう変わるような、ふさわしい名称がないかというのは、協議をさせていただければと思います。

(赤石委員長)

活動指標の「開催する」というのは、そうしたポッチャと一緒にやるとか、バスケットと一緒にとか、あるいは、目が見えない方のサッカーと一緒にやるとかそういうふうなレクリエーションの回数も、含めた回数でしょうか。それとも、いわゆる障害者（の大会）って言われる方の回数でしょうか。

(障害福祉課)

これは健常者も含めた活動回数になります。回数は前年度以上を目指していくということで上げさせていただいております。

(赤石委員長)

ありがとうございます。それでは、この事業群全体について、スポーツによる地域活性化、この事業群全体について何かご意見或いは、ご質問がございましたらお願いします。

(齊藤委員)

今、委員長からもお話がありましたけど、気になったのは、この事業だけじゃないんですけど、総合計画の中ではいろんなところでまとまりを持って書いてある、例えば、今回でしたら、スポーツによる地域活性化というところの中で、このプロスポーツの話であったり障害者の方への活動ということが書いてあるのですが、何となく、ここで分断されている感じがします。

県の中で、総合計画の中には一緒に書かれているけど、まだまだ横の繋がりがいいかなというところをすごく感じました。

先ほどのご説明の中で、武道ツーリズムの中でクルーズ船とかで旅行者を集めて、というような話もありましたけど、私も個人的にすごいクルーズが大好きで、クルーズで長崎に来ることの方が多かったってぐらいクルーズが好きですね。なので、例えばそういった武道ツーリズムも今後、クルーズ船のオプションツアーとかに入るような形というようなことで、観光振興課とスポーツ振興課の連携とかいうところも必要ですし、例えば武道ツーリズムもそうですし、あとは、名称はそのまま使わせていただきますが、障害者スポーツのところで、スポーツコースを持っている五島高校とか、そういうところの活躍も、期待できるところじゃないかなと。そういうことが、長崎モデルみたいな形でうまく発信もできるのじゃないかな、というふうに聞かせていただきました。

特に、スポーツ事業に力を入れているわけですが、何となくスポーツ事業って、プロスポーツのクラブチームもそうですし、やっぱりなかなか経営が難しいというのが日本の状況なのかもしれません。お金にならないイコール行政に頼みたいですね、そういったちょっと構図がもう出来つつあるのかなというところが、ちょっと懸念される部分で、だからこそ多分長崎県さんの取り組みとしては、こういったスポーツ産業をなんか上手く事業化できるみたいな、そういうところで県のバックアップがあってもいいのかなと。

そういうところで、例えばクラブチームの運営はリーグの規約というところもあるので、なかなか市場になじむような形にはできないとか、理由はいろいろあるのでしょうけど、例えばそういうことがこちらから提案できるような、何か頭脳提供できるような、県としての取り組みみたいなところも、あってもいいのかなというふうに思いました。

なので、いろんなところで人口減少も全国に先駆けて進んでいるとか、高齢化の話とかですね、産業構造が変化する中でというような話がある中で、スポーツ産業というところも一つ何か新しい取り組みで、そういうところをうまく産業化させるために、県がどういうふうに動いていくかみたいなところが必要かなというふうに、お話をお伺いして思ったところです。

なかなか、多分すごく難しいところではあると思いますけども、新たな県の取り組みというか、県の姿勢としてそういったところもあるといいのかなというふうに思っています。以上でございます。

(赤石委員長)

今の齊藤委員の話を受ければ、本当はもっとこんなことがやりたかったけども、こういう制約があってやれなかったっていうのを、じゃあ、その制約を取るためにはどうしたらいいのだったっていうのを、一緒に考えていくっていうのは、やっぱり必要だし、その制約があるんだったら知事にこれ提言出すので、こういう政策が、例え

ば単独事業とかで、県が独自に考えてやっていくっていう時に、こういう制約が足かせになって、それぞれの職員さんも一生懸命、やろうとしてもやれないっていう部分があるのだっていう、そういうふうな部分をむしろ出してもらった方が、既存の制約の枠内でこう考えるって、これがなかったらもっとこういうことがやれるっていうのを、出してもらおうと。

前向きな話になると思うし、県の方には財政課もそうですけど、知事の方にも去年からずっと言っているのですが、失敗を、マイナスに評価するのではなくて、トライするっていうことをプラスに評価する。その結果が、しっかりと次の、ものに繋がっていくような取り組みをむしろ評価するっていうような、そういう仕組みっていうのがやっぱり必要で、失敗したらどうしようを先に考えると、絶対事業っていうのはうまくいかないの、失敗しても、この職員はトライしようとした、それが次のこういうものに繋がったんだっていうのが、見えればそれを積極的に評価するというそういう仕組みが、やっぱり、人事評価も含めてあった方がいいと思っていて、政策評価に関してはもうこういう政策をやった方がいい。でもこの制約があるからできないっていうのが、こういう場に出した方が、実は次に、新たな政策に繋がっていくので、そういう意識でやってもらえるとスポーツ振興というところについても、文化振興もそうですけども、よりよいものが出来ていくのかなと、職員の方のモチベーションが上がっていくのかなと。とりあえず失敗しないように卒なくこなそう。俺、これだけトライしてこれだけ評価されたっていうのが繋がっていくようなものを作っていってもらえればありがたいなというふうに思います。

他に何かございますか。大丈夫ですか。それでは、この事業群に関する本日の審議を終わります。